

# 平成29年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年6月13日

招集年月日	平成29年6月9日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年6月9日 午前10時50分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年6月 日 午前 時 分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	5 番	末田 健治		6 番	津田 宏	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤 和典	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉田 美保子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗栖 修司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼 福祉課長	伊賀 真一	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企 画 課 長	二見 重幸		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建 設 課 長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 齊				
	税 務 課 長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
	児童育成課長	園田 哲也				
衛生対策室長	田中 博敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年6月13日

	一般質問
--	------

平成29年第5回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成29年6月13日

日 程	議案等番号	件 名
第 1		一般質問

平成29年度第5回定例会  
(平成29年6月13日)  
午前10時00分開会

富永豊議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

富永豊議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に続き、引き続き、通告に従って順次発言を許します。3番平岡議員。

平岡昭洋議員

みなさん、おはようございます。私この度初めて議員となりました平岡でございます。すでにご存じの方も多いかと思いますが、私は高校卒業以来40年間、それ以上ですけれども、この地を離れておりました。5年前に帰ってまいりまして、この度議員とならせていただいたんですけれども、この度の一般質問、私がこの3年4年の間に帰ってきて素朴に感じたと思うことを中心にですね、質問をさせていただきたいと、そう思っております。1つは最近、住民の方からお聞きしたんですけど、たぶんこの質問は今までも何度もこういう質問の中に出てるんじゃないかとは思いますが、安芸太田町の職員の中にですね、この地に住民票がない方が結構いらっしゃるのではないかとということをお聞きしましてね、私は本当に勉強不足なのか、そんなことはないだろうと当然安芸太田町で職員の方は採用されているはずなので、当然住民票をここでをお持ちになっているのが当たり前だろうという感覚で考えておりました。どうもそうでもないのかなと思うこともありましてですね、一応ぜひ質問をさせていただきたいとそう思って今から読み上げますけどこの質問についてお答えをいただけたらと思います。1つは、住民より職場職員加計、筒賀も含めて、の中に、安芸太田町に現在住民票のない職員がいると聞いたが、それは本当か。実際、現在そのような職員は何名いるのか。これが1です。2は、もし途中から町外に住民票を移した、そういう方がいらっしゃるとあれば、その理由はいったい何なのか。3番目、ちょっと過疎の疎の字が私、後で間違っていることに気づきましたけれど、過疎化、少子化、税収減、少就職先と、非常にこの町は苦しんでいるわけですね。その役場にとって私から見れば役場というのは企業に例えれば絶対倒産することがない。基本的にですね。超優良企業だと、こういう地方では私は思っておるんですけれど、職員からの税収、そういう方はそこそこの給料もいただいてらっしゃる。また生活が安定しているということですね、色んな消費もですねしっかりとできるということで、そういう事は非常に貴重な財源だと思っております。そういう方がもしこの町の中に住民票をお持ちでないというのは、いったい何なのか。また、役場の職員というのは大きくとらえると、公共のサービス業です。住民のために代わってお仕事をいただいていると思っております。そういう方がですね、こういう事業をやりたい、こういう事をやりたいと住民の方に説明するのにですね、今過疎化で大変ですとか、医療の問題も大変ですと、色々もしおっしゃるとしてもですね、あなたはいったいどこに住んでいるんですかと、安芸太田町に住民票はございませんと、まずそれだけで私はその人の話は聞かないですね。いったいなんなんだろうと。持たない人から聞いて、いったいどれだけの切迫感があって、どれだけのやる気があるのかがよくわからないと。そりゃあ、当然いろいろな事情があることはわかったうえで申し上げますけれど、やはり私みたいな、ようやく今までの一般の会社からこの場に立っているものから見たら、何とも割り切れない。このことについてお答えをいただけたらと思います。よろしくお願いします。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。職員の実際の通勤実態、通勤といいますが住所の実態等のご質問でした。まず初めにご質問があったのは、実際に安芸太田町に住所を有しない職員がどれだけいるかということでございました。安芸太田町の職員、これ一般職でございますけれども、特別職を除きますが、161人おります。この内、住所がない、町外から勤務している職員、これが30人ほどおります。率にして18.6、2割弱というところです。2番目の質問に町外に住所を移した理由は何かということでございました。基本的に町の職員の採用、この採用にあたっては、当然やる気と能力のある優秀な人材確保のために、広島県内の他の自治体と同様に広島県町村会が行う第一次試験、

これを委託しまして、実施しております。その一次試験の合格者から面接試験となります。第二次試験を町において実施しまして、最終的に本人の人物評価を経て、採用しております。したがって、本町においてもこれは県内の他の市町においてもそうですが、住民票が町内にあるないで合否の区別をつけることはしておりません。もともと町の職員の多くは町内出身者でありますけれども、町外のもともと出身者が採用時に安芸太田町に採用された後にですね、町内に住所を有するものもおりますし、もともと家庭等をもっているために、町外に居を構えたまま、安芸太田町に勤務する、通勤をするという実態があります。家庭の事情等において、当初から町外から勤務をするもの、採用時にあわせて町内に勤務をするもの、そういったものもおります。また一方で、もともとは町内に住所を有して勤務しておりましたけれども、結婚を機に町外に、これは町内等の住宅事情にもよりますけれども、ちょうど配偶者の勤務先との調整で、町外に住所を移す、こういった事例もございます。住所を移した理由様々あるわけなんです、町の方では、そのように認識をしております。もともと住所があったものが途中やむを得ない理由で町外に住所を移す。それから採用時から町外に住居を構えたまま通勤するもの、さまざまなパターンがあります。次に3番目の質問として、過疎、少子高齢化で、悩んでいる税収等も含めて、悩んでいる本町にとって、町の職員が町内に住所を有しないことについて、住民感情としてはなかなか納得できないものもあるというご質問でした。この点については、私どもも本音を言えばできれば町内に住所を構えてもらいたいというのも当然でございます。ただ、先ほど申し上げましたような様々な事情で、町外に居を構えざるを得ないという職員もでございますので、この点については、ご理解をいただきたいというのと、合わせてこういった税収の部分で数年前から町の方では町外職員に対してふるさと納税の寄付を呼び掛けております。こういった納税、ふるさと納税の寄付について、この3年間、28年度までの3年で約32件120万円余りのふるさと納税をしてきております。いずれにしても、本町の職員、基本的にどこに住所を構えていても、町民の皆さんの幸福度、それから福祉の向上のために、日々勤務して努力をしております。この点をご理解いただけたらと思います。以上です。

富永豊議長

平岡議員。

平岡昭洋議員

わかりました。今言われたことで、もう一つ付け加えましてですね、もし多分できないんだらうという答え返ってくることは予想しておりますけれど、採用の時にもし町外の方であれば、町内に住むということを条件に採用するということはできないんでしょうか。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

採用時に町に住居を有することを条件として採用できないかということです。基本的な採用の条件、これは当然私どもも採用の条件を外に知らしめて公募します。その際にこれは希望としてはということとは可能ですが、基本的に採用時に採用決定したら、安芸太田町に住居を移さないとあなたは合格を取り消しますといったことは不可能と思っております。以上です。

富永豊議長

平岡議員。

平岡昭洋議員

わかりました。一応予想の範囲内でございましたので、たぶんこの質問をして返ってくる言葉もだいたいわかっておりましたし、たぶん何度もこういう問題は質問されてお答えされてると思っておりますけれどもね。住民というのはですね、私もこちらに帰って来て思う事なんですけど、きわめて割り切れないもの。住民と一言言ってもですね、色々な人たちがいて、いろんな考えがある。1 + 1 = 2だと、いくら正当性を主張してもですね、それを相手に本当に納得させてるというのは、本当は非常に難しい。たぶん役場の職員の方は日々、そのことにですね、ぶち当たっていらっしゃると思うんですが、そのことをわかっていただきたいと思ってあえてこの質問をさせていただきました。それでは質問の2に入らせてもらいます。役場職員の業務管理についての把握と提案、これちょっとわかりにくいでしょうけど、私この度この問題はあまり言うのも本当は嫌なんですけれども、矢立元職員の不祥事について特別委員会での詳細をお聞きしまして、また、2年前にもですね、私は個人的に神楽団で知っておりましたけれども、この事件の内容を聞いたと。なぜ、こんな簡単なことがわからないのかと、事前にチェックできないと果ては両職員の懲戒免職とか上司の引責退職と。非

常に残念な結果に終わってしまったと。私は民間に勤めておりましたので、管理職も非常に長くやっておりました。私は何十年も管理職をやっている間に一人の自分のやっぱり心の支えというのは、一人の部下も不幸せにしないと。そう思ってやってきた身から言えばですね、もっともっとわけのわからないことはいっぱいあります。本当は、だけどどう考えてもこれらの問題を大きくしたのは、管理が不足しているのではないかと。そう思わざるを得ないことがいっぱい出てきている。私は課長であればすぐにわかると。そういう事がありましたので、結果的に今ことさらに言いましてもですね、致し方なくてですね、立て板に水のようにですねコンプライアンスをやっておりますとかですね、基本的に年に1回コンプライアンスをやるなんていうのはやっていないのと同じことで、私も前の会社では毎月やっております。それも外部の方は呼びません。必ず中身で自分の中の問題を調べてみんなに話すと、そういう事を共有することをやっておりましたので、たぶんこの役場の中にはですね、皆さんもお勉強されたと思いますけれども、ハインリッヒの法則とかそういう事の中で、もっともっと細かい色々な間違いとか小さなことがあるんだろうと思うんで、それを小さくてもいいから一つ一つきちっと管理していくそのことがですね本当にこれは必要ではないかと思ってですね、次の第2の質問に項目をあげさせていただきました。1番、職員の勤務時間の管理はどのように行われているか。出勤退勤とかですね、休暇とかですね、色々ありますね。そういうのはどのように行われているか。2番、職員の残業の際、管理職はどのように対応しているか、残業されてますよね、実際、管理職は本当にどうやってその部下が残業されているということであればですね、それを見ているのか。3番目、業務上で私用の携帯電話を使っていないか。これは普通の会社ではもう常識ですよ。これはどうなのかなど。なんか一部にそういうのを使ってどうだこうだという噂を聞いたことがあるんで、そんな馬鹿なと思ったんですけど、それはどうかと。4番目、社員のデスクの机上、机下、机の下ですね、及び引き出しの中のチェックは常にされているか。私は何千社という会社を外交で回りましたし、何千人という社長にもお会いしましたが、だめな会社というのは行ったらすぐわかりますね。机上がもうなんかいろいろ乱雑になっている、机の下もぐちゃぐちゃになってる、サービス業なのにスリッパをはいて歩いているやつがいるとか、これはもうこの会社だめだなと、ふと思うことがあります。仕事上そんなことは申し上げませんが、あと机の鍵ですね。なぜこれを言うかということ、みなさんは住民のいろんなたぶん情報をご存じだと思います。もし間違っただけの中にそういう書類があつてですね、もしそういうものが紛失するという事態になったら、また同じ大騒ぎが起こる。いやそんなことはないよなんて思ってるにはたぶん上の人でしょうね。今までの安芸太田町でやってる人だよ。ありうるということをきちっとするのが管理なんで、それはどうなのか。5番目、パソコン上で共有ファイルを作成して何かプロジェクトがあるとか、そういうのがあつたらいちいち全部打ち込んで、それをみんなが見れるようにしておく。当然それは打ち合わせをすればそれを使えるし、それに参加できない人も一応見れば今これはこうなんだと、これもこれで申請していると、何で申請できたんだろうと、誰がはんこを押したんだろうと、すぐわかるはずなんですね。今度のように勝手にはんこが流用されてたつてことは、ありえない。考えられないことがいっぱい起こつてですよ、ものを言うのも恥ずかしいんですけど。6番目が、県外出張等で移動手段の規定はあるか。これ何かと申し上げるとですね、当然この立地条件から見たらですね、色んな所に出勤するにもですね、何にもやっぱり自分の車を使わざるを得ない。これに対して何もしょうがないなと私は思っております。だけど、やっぱり自分の車を使うという以上は当然交通事故の問題とかですね、今回のようなやっぱり酒気帯び運転、飲酒運転の問題が出てくる可能性もある。プラス今回非常に思ったことは、は前の日から行って、矢立職員ね、元職員、すみません、次の日の朝、早朝に新幹線に乗るために車を使つたと、いう事なんですね。じゃあこれは本当にこれは報告されたんでしょうか。他のところで聞いたらそこは6、7人の方が行かれるというような出張だったらいいんですけど、ある方にたまたまお会いすることがあつてみたら、朝の5時くらい私は出るつもりでおつたんですけどなんか言われる方がいたし、ということはどうやってあそこにもうみんな集まればそれでいいと、そういう事であつたのか。なぜこういう事を申し上げるかということですね、本当に大事な職員なんですよ。もし上司であればお分かりのように、もしそれが懲戒免職になるということですね、彼らの人生のですね相当なものをですね失わせることになる。下手をするとくるわせることになる。安芸太田町にとっても大きな損失なんですね。住民から見てもやっぱり役場の不信につながる。お金についてこれは横領してませんとか言うかもしれないけれど、実際色々な損失がですね目に見えないものがいっぱいあると思うんですね。それを起こさせないためには、こういう事でもきちきちやっついていかないとですね。たぶん初めはなかなかこんな厳しいことをと思われるかもしれないけれども、いけないじゃないかと思って一応この質

問を出ささせていただきました。ちょっとお答えの方をお願いいたします。

富永豊議長

しばらく休憩します。平岡議員の発言、少し誤りがありましたので、議事録から削除させていただきます。総務課長。

栗栖一正総務課長

職員の業務管理についてご質問をいただきました。まず始め、職員の勤務時間であるとか休暇の管理、出退勤も含めてどのように行っているかということでございました。町の職員の勤務時間、休暇については条例で定めをしております。勤務時間については8時半から午後5時15分まで、それから休暇についてはその条例に基づいて付与された日数をそれぞれ付与された内で使用すると。このそれぞれの出退勤については出勤簿等で管理をしております。実際には休暇の場合も含めて、これ休暇はそうすけれども、必ず事前に届け出をして上司の決裁を得て休暇を取るという流れで、これおそらく一般の会社等も同じようなことにしてるかと思えます。また一方で職員の出退勤、先ほど勤務時間については一般的な例を申し上げましたが、例えば早朝に勤務が続く場合であるとか、これ健診等がございますけれども、こういう時にフレックスタイム、早出の手続きを届け出をすれば、早めに出勤を終えて勤務を切り上げる、これによって職員の健康管理、時間外勤務手当等の発生を防ぐというやり方もしております。2番目のご質問に職員の残業の際、管理職の管理どのようにしているかというご質問をいただきました。時間外勤務が発生する場合は、あらかじめ所属長の承認、それから命令に基づいて該当職員が実施するわけですが、実際には急に時間外の要請があった場合に命令によらずに職員が勤務をして事後承認という形もあることはございます。実際には管理職は各課長等はその職員が時間外勤務をしとる間、できるだけ残るようにはしておりますけれども、最終的には本人が翌朝この時間まで勤務を行いましたということについて印鑑を押す、承認をするという形が多くなっております。3番目のご質問で業務上で私用の携帯電話を使ってないかということでございます。これは公用携帯というのが町には1台しかございません。町長が公用携帯を持っておりますが、それ以外は公用携帯一切ございません。ご指摘のように実際には多くの職員が私用の携帯を業務に使うことも多々あります。これ実態として使っておりますし、私自身も私用の携帯の方に業務の電話が入ってくることもございますし、逆にこちらからかけることもございます。こういった実態については特に土日祝祭日に緊急連絡が入る場合がございますので、これは全部管理職については課長補佐以上、緊急時の連絡先の一覧表を作って警備等から入るようにしております。どうしても私用の携帯の方を業務に使わざるを得ない実態があるということをご理解いただけたらと思います。4番目のご質問に職員の机の上の管理、中も含めてご指摘がありました。正直申し上げて私も安芸太田町の職員の机の状態、これは合併の時から課題ですが、机がそれぞれ旧町村から持ち寄った机が相当ございます。このために鍵はほとんどの職員、鍵は今なくなっております。これはこの持ち寄ったこともございますけど、もともとは鍵はちゃんとあったはずなんですけど、その後の異動であるとか、途中の紛失等で一般的に職員が持っている、使用している個人の机については鍵がほとんどないのが実態です。ただし、公印であるとかそういう貴重書類、キャビネット等については、鍵の施錠管理をしております。それと合わせて5番目のご質問として、パソコン上で共有ファイルを作成して業務の遂行進行を共有化しているかということでございました。これは本町においてもそういう仕組みを作って各課のファイルでそれぞれの課内の業務状況は課員が見れる仕組みは持っております。これで業務の進行状況は管理できますけれども、ただ残念ながら各個人に配付したパソコンの中へハードの方に個人のドキュメント、文書管理をできる機能がありますので、中にはそういったところに文書も管理している職員もおります。こういった場合、課内で情報共有しようにもできないこともございますので、この点については今後そういった今回のご指摘を踏まえてハード上の利用はしないように一切共有ファイルを使用するようにという指導を徹底してまいりたいと思っております。それから県外出張時の移動手段のご質問がありました。今回の事案においては当該職員が当初の予定に反して自家用車で出て行って事故を起こしてしまったということがあります。基本的に町の公務出張の場合はやっぱり条例に基づきまして、どの交通手段をもっとも経済的で合理的な方法を使いなさいという規定がございますので、一般的には公共機関が中心になりますが、どうしても時間によっては公共機関、本町の場合はなかなか公共機関ございませんので、マイカーの使用も当然あり得るわけなんですけど、それも必ず届け出をして、自家用車、個人で使う場合には、登録制にしておりますので、この登録をした自家用車に基づいて自家用車を使う場合には手続きを取るようになっておりますが、今回の場合事前に工程表を届けられたものについては、前日から出るというところが、失礼しました、当日の朝出るのがその届け出に反して前

日から出て行ったというようなこともございました。実際には旅行命令に基づいて行くわけなんです、今のように当日の事情は分かりませんが、基本的に届け出に、命令に違反して旅行が行われた場合、これについては当然違反、命令違反でございますので、これについては今後ともそういったことの無いように指導を徹底してまいりたいと思います。以上6点のご質問の方へお答えさせていただきました。

富永豊議長

平岡議員。

平岡昭洋議員

今お聞きしましたけれど、質問はそれぞれに本当はしたいんですけども、回数ができないという事なので、今回私は提案をしたいと。お答えは結構ですから、1番目のですね、勤務管理、これについてはですね、パソコン上でやってはどうかと私は思っております。そういうソフトはございます。当然、退社時に全部出勤、何時、退社、何時と、もし残業するのなら何の事由で残業と、管理職は基本的にその日のうちに承認を入れると、必ず管理職のところへ届くようになっております。これは出張であろうと休暇であろうと全部一つのソフトの中でできるようになっておりますので、そういう事を検討されたらどうかと一つ思います。それから第2の職員の残業の際、管理職はどのように対応しているかという事なんですけれど、当然管理職というのはですね、管理職なんです。職員が10時まで残業すれば管理職は10時まであります。職員より私早く帰ったことは一度もございません。用事がある以外は。だから管理職をやってるわけで、でなきゃ管理職ではないわけですから。当然できるだけですね職員が残業をしないような仕事をやっていただきたい。私は常にそう思っております。職員が残業をしないような仕事を一生懸命つめていきたいとそう思っております。それから3番目、業務上で私用の携帯電話使っていないかと、残念ながら1台しか役場の携帯はないという事なんですけどぜひですね、住民の為にも職場の皆さんの為にも、役場の携帯を買ってください。自分たちの身を守ることもきちとした仕事ができる理由なんです。そんなところにけちってはだめです。ついつい私用の携帯、当然連絡網というのは私用の携帯です。緊急連絡、日曜日にですね、当然家にいるわけですから、どこにいるかわかりませんから、私用の携帯、連絡網はどこでも私用の携帯をしております。だけど、仕事上は一切私用の携帯は使わない、それが職員を守るという大きな愛情がなければ、守りきれないと思います。次ですね、4番目デスクの机上、机下、これも残念ながら今そういう回答でしたけど、買ってください。鍵のかかる机を。予算がないからおっしゃるかもしれませんが、今回の不祥事で使ったお金とかいろいろな労力とか信用を考えたら、たぶん億単位になります。もしなんかあった時にやっぱり鍵がきちとかがかかっていなかったとか大事な情報が流出した、中に機微情報が入った、どうしますか。そういう事をきちとやっておかつもしどうしてもできないなら、毎月必ず抜き打ちでデスクを全部検査してください。本当にそんなものが入っていないのか。予算上できないんだしたら、それが総務の仕事です。間違っただけのこともあります。デスクというのはですねロッカーではありません。仕事をするときにデスクの前がきれいになってる時ですね、やる気が朝起きます。そうでなかったらあの書類はどこいったかと思って探してるだけで何十分かかる。そういう事が本当は日常茶飯事で起こってるのではないかと思っております。パソコン上はもうその通りですね。ぜひそうしていただきたい。出張等もそうですけれど、やっぱりそういう事をきちりきちりですね、それは管理するんじゃなくて職員をそれで守れるんだという愛情がなければできないです。それはお金の問題ではありません。それをきちと住民に説明すれば、住民が納得しないわけがない。それだけはですね、今回すごく感じてですね、ここに本当に安芸太田町の本当の管理とそういう小さな小さな何か間違いがないということが、本当の自信を持った仕事につながると思います。1つだけ私が常に心においてる言葉をちょっと申し上げます。これは自然学者であるダーウィン、誰でもご存じだと思いますけれども、彼がですね、やっぱりいろんな種類、死後ですね調べた結果、何を言ってるかという太古の時代から現代にいたるまで生き残ってる首都は最も強いものでもない。最も賢いものでもない。唯一変化に己をうまく適応できた者だけが、生き残ったんだと、言ってるんです。私はいつもこれは自分のこともそうだろうし、たぶん国もそうだろうし、社会もそうだろうし、安芸太田町もそうだと思ってるんですよ。今のやっぱり時代の変化の中に、安芸太田町流があるよと言ってるようではどんどん取り残されていきます。そうでなくて、今厳しくてもそういうことをきちきちとやってですね、職員の方が胸を張って安芸太田町のために働けるんだと言えるような職場を持っていたきたい。本当に口幅ったいことを申し上げましたけれど、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

富永豊議長

ただいまの平岡議員の質問の中に適正でない表現が見受けられましたので、精査の上、本人了解のもとで表現を処理させていただきますので、以上です。以上で平岡議員の一般質問を終わります。

2 番田島議員。

田島清議員

2 番田島議員です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。高齢化に伴う体制の強化、将来展望についてを質問したいと思います。長期総合計画では第二次長期総合計画では、平成27年平成36年の計画で示されている通り、当町はもっとも高齢化対策が急がれており、その先進モデルとしての期待もあります。またその果たすべき役割も自覚する必要があると考えます。高齢者が安心して暮らせるために、町民からの要望も増加する中、その期待に応えるべく、安芸太田町の将来像と目標達成の体制づくりについて質問いたします。県内で最も高齢化率が進む小さな安芸太田町ですがこのピンチはチャンスととらえ、高齢者をはじめとした、町民の保健福祉の充実を図り他の市町の先頭に立つべきと考えます。これまで町長の強い指導力により安芸太田病院を始め保健、医療、福祉、介護施設などの基盤の充実が行われてきたところです。さらにソフト面では地域包括支援センターを中心とし、町民の福祉、健康対策を充実されているというところです。健康づくりの取り組みの中でも、神楽よさこいのフラワーフェスティバルでの活躍等は私たちに元気と希望を与えているところです。高齢者の暮らしを守る福祉の町安芸太田町を町内外にアピールするチャンスにし、福祉関連産業発展を進めることが雇用を生み、新たな定住者を求め、少子化に歯止めをかけることにもつながります。中でも地域包括支援センターの機能強化はもっとも重要な施策と考えます。通告の3点について町長に質問いたします。1番、現在の地域包括支援センターの安芸太田町における役割について、2番目として地域包括支援センターの機能強化のための体制づくりについての現状と課題について、3番目、健康づくり課の専門職、保健師、栄養士等の現状についての3点を質問いたします。

富永豊議長

福祉課長。

伊賀真一福祉課長

それでは福祉課の方から先ほどご質問のありました地域包括支援センターのまずは役割、それと機能強化のための現状と課題についてご説明の方させていただきます。本町の地域包括支援センターは平成17年の介護保険法の改正に伴いまして、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点としてまた、介護だけではなく、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える部署、地域の窓口としての位置づけられた機関であり、本町におきましても、平成18年の4月からその運用を開始しております。地域包括支援センターは主に4つの業務がございます。まずは要介護認定で要支援1、2の認定を受けられた方へのマネージメント業務、介護予防のケアマネージメントと申しますが、そういったまず業務がございます。そしてお金の管理や契約などに不安のある高齢者又は虐待被害にあっておられる高齢者に対してその人が持つ権利を守るという事で権利擁護業務というのが2つ目でございます。そして、実際に高齢者を支えるそのケアマネージャー、そのケアマネージャーを個別的にまた指導するという役割があります。これが包括的継続的ケアマネージメント業務というものがございます。さらには高齢者からの相談を幅広く受け付けそしてその方にとってどういったサポートが必要なのかというものを紹介していきます総合相談業務というものがございます。大きく言ってこの4つの業務がございます。さらには高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポートそしてサービスが受けられるように今町で進めております地域包括ケアシステムの更なる充実に向けて取り組みを進めて行く中で特に地域包括ケア、ごめんなさい、失礼いたしました、地域包括支援センターは医療と介護の連携の中心となるようにしっかりと機能していくことが今後一層重要になっているというふう考えております。続きまして現在の機能強化の状況そして課題等についてご説明をいたします。現在本町におきまして地域包括支援センターの方は、主任ケアマネージャーを始め、常勤の介護支援専門員が3名、常勤の臨時です、臨時的ケアマネージャーが3名、そしてケアマネージャーを兼務しております保健師が1名、そしていろんな庶務をしてくれる臨時職員1名、計6名で地域包括支援センターの業務を遂行しております。このご質問にありました地域包括支援センターの機能強化につきましては厚生省から出されております設置運営についての通知他、また本年6月にも地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布などいろいろとその機能強化が求められているところでございます。現在本町におきましては、この地域包括支援センターの中にいるべきというふうにと書かれております職員の中で、4年前から社会福祉士資

格を持っており職員がおりません。その代り、その資格に準ずるものという形で職員を配置し、業務を進めております。さらに現在地域包括センター、先ほど申しました4つの主な業務のうち、特に介護保険制度の介護サービスに関わってくるマネジメント業務というところが、どうしても中心になってくる部分が多くて、総合相談支援又は権利擁護の業務などについては高齢者やその家族からの相談を幅広く受け付けて必要となるサービスや生活支援に十分つなげていく対応ができていない部分もあるというふうに考えております。しかしながら地域包括支援センターの職員のみで対応するというのではなくて、同じ福祉課内にあります福祉事務所の現業員また隣の健康づくり課の保健師等とも連携する中で保健・医療・福祉統括センター組織で柔軟に対応していくことにより、相談された方々の不安をおおることのないよう各種の相談業務等に応じております。このことが、町の目指します地域包括ケアシステムを確立させることにつながり、チームとしての支援体制を図っているところでございます。本年5月末現在ですと、要介護認定を受けていらっしゃる方が773名いらっしゃいます。この方を含め、日常生活における様々な心配事や不安、何らかの支援を必要とする方はまだまだたくさんいらっしゃると思われれます。地域包括支援センターの業務体制、機能強化につきましてはセンターそのものをもう一度今一度ですと再検証して更なる機能強化につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

田島議員。

健康づくり課長。

伊藤真由美健康づくり課長

失礼します。2番議員さんの健康づくり課の専門職、保健師、栄養士の現状についての質問でございます。保健師につきましては現在、本町におきまして、健康づくり課に5名と、安芸太田病院地域医療支援室に出向しております1名の合計6名が在籍しております。平成24年度から定年等による退職が続いており、世代交代の時期となっておりますが、今後も計画的な人材確保を進めてまいります。市町村保健師の役割といたしましては、公衆衛生分野である地域内の健康管理を行い、住民に身近な保健福祉サービスを行う事でございますが、乳幼児から高齢者まですべての世代に対応しており、近年では生活習慣病予防、介護保険制度に伴います介護予防事業や、児童高齢者虐待、また精神保健福祉、職員へのメンタルヘルス教育など幅広い活動を行っております。特に高齢化が進んでおります本町におきましては、高齢者の方への支援が一層重要となってきております。健康づくりの講座や教室の開催、保健相談や戸別訪問を通じて、地域包括支援センターと連携し、健康維持と介護予防事業を中心に取り組んでおります。また平成28年度から安芸太田病院に出向しております保健師につきましては、地域医療支援室と地域包括支援センターや退院後の支援について各分野でのコーディネートが行えるよう連携を強化する役割を担っております。これらの取り組みが町の目指す地域包括ケアシステムにつながるものと考えております。管理栄養士につきましては、臨時職員1名を公募しておりますが、現在不在となっております。管理栄養士が必要不可欠である事業につきましては在宅栄養士会からの派遣や国保連合会の事業により人材を確保し事業を実施してまいります。以上でございます。

富永豊議長

田島議員。

田島清議員

地域包括支援センター、今回私、専門外の部分に取り組んでおりますので、聞きなれない施設でございます。住民の一人の立場としてですね、ワンストップサービス窓口機能の充実という意味で質問いたしますが、昔、あんしんという言い方をしておりました。住民の方もいろいろ名前がいろいろありますんで、実際にどういうふうな呼び方でいけばいいのかというところがですね私自身もいまだによくわかりません。センターの方に二つの課がございますけれども、そういった細かい課のことについて知る必要はないかと思っておりますけれども、先ほどの3番議員ご質問ありましたけれども、役場の機能の中にですねこの保健福祉センターを含め、本庁、加計支所、筒賀支所、商工観光課の道の駅、それから教育委員会、黒埴衛生対策室、それから部署は違いますが病院といった安野出張所も含めるとですね、10か所施設が安芸太田町には存在するんかと思っておりますけれども、これをですねどこに相談すればいいのかと、そういう意味でですね、非常にわかりにくい現状ではないかというふうに今回これを取り組む中で感じております。そういった意味でですね、ワンストップサービスの向上が求められているのではないかということを感じております。それから先ほどの回答の中にいろいろございました。詳しい人材、必要人材とかですね、そういうものは私もわかりかねる部分が多々あるわけ

ですけれども、この支援センターの運営協議会というものが開催されるような状況、設置されておるといことであります。こちらのですね運営協議会又は平成23年27年改正の地域包括ケアシステム推進委員会なるものがあるように聞いております。今の人材確保が難しいという答弁もございましたけれども、そこら辺のですね対策にこういう委員会のですね機能がされているかについても若干お答えいただければと思います。

富永豊議長

以上ですか。事務局長。統括センター事務局長。

栗栖修司保健・医療・福祉・統括センター事務局長

それでは先ほどちょっと施設と言いますか、名称がかなり混乱するような状況にあるということをご指摘をいただいております。私のところにありますのが、保健・医療・福祉・統括センターという名前になっております。先ほど来、地域包括支援センターという部分はいわゆる高齢者福祉を中心とした総合窓口という部署の部分になっておりますけれども、センターの中にセンターがあるというようなちょっとわかりにくい状態になっておるのが実際だと思っております。私どもも保健・医療・福祉・統括センターの中にまた健康づくり課があり福祉課、福祉事務所、そして包括支援センターという組織が入っているということで、なかなかすべてがわかりやすくなっておる状態ではありません。それと条例上では保健福祉センターということであんしんという名前はまだ現存で残っております。ただあんしんという言葉がなかなか一般に使われてないし、今は統括センターという表現で病院の横にありますよということで住民さんにもお願いをしておりますし、情報的にはそういうお伝え方をさせていただいております。そういう部分からしますと先ほどご質問ございましたワンストップ窓口と言いますか、色々な行政間でのたらいまわしが起きないようにということで私どもの事務所においてもまず来られた方特に病院に来られてその足で私の事務所の方にお寄りになられるというケースが多々ございます。やはりその病院でことが全てが済むようなワンストップということも心がけていこうということで、現在私どもの事務所の中でも全ての者が対応できるわけではありませんが、私どもの課で両課で持つておる業務、それを双方が情報共有をしていくことがやっぱりその窓口に対しては対応ができやすい環境になりますので、そこをチームとしてやっていこうということを常々職員にも徹底をさせていただいておりますし、その情報共有化にも努めておるところでございますが、全てのものがそこで完結する状況ではございません。今後は行政機能という復面で言いますと色々な手続きの窓口を担えるような機能もその統括センターの中で少しでもその一助ができればということで現在検討はしておりますけれども今後そのワンストップ窓口ということの視点で特に高齢者の方が一回ですべての用務が終わるような形にしていくのが基本だと思っておりますので、そういうものを実現化に向けた検討をしていこうと思っております。それと先ほどございました、包括支援センターという部署の部分で言いますと、運営協議会という組織の設置が義務付けをされております。これは一般住民の方々、専門職の方々に集まっていただいて、地域包括支援センター、高齢者福祉の面という運営をどういうふうにしていくかというチェック機関としての運営協議会が運営をされています。これについては一年間の業務の実績、そして今後の計画というものを年一回ないし二回、運営協議会において検討をいただいております。それと先ほどありました地域包括ケア推進委員会というのがあります。これはやはり町が進めております包括ケアシステムと保健・医療・福祉、それぞれの分野の部分のものを一緒に総合的に検討させていただくということで設置されとるもので、いわゆる一番町で言いますとその分野の全体像を見れる委員会としての位置づけをしておりますので、そういう全体の方針を作りその中から包括支援センターの役割そういうものを具体的に決めていくというふうな段階で町としてはとらえておりますし、今後それをもう少し明確に見えるような形というような工夫をしていく必要があるかと思っております。ちょっとご質問いただいた部分に、はしおった形になりましたが、以上でございます。

富永豊議長

田島議員。

田島清議員

運営協議会については年1、2回行われているということでございます。その中ではもちろん人材確保も含めた対策等も協議されていると思っております。また包括ケアシステム推進委員会の方については全体を総括的に見ての対策等を協議されているということでお伺いしました。さきほどの職員等の配置の現状についてですが、国会あたりでは、大阪の方で塚本幼稚園ですか、こちらの保育士確保が困難ということで色々話題にもなっておりましたけれども、この私当初に申しましたように、この地

域包括支援センターの役割がですね、安芸太田町にとりまして非常に安芸太田町役場の基本になる部分に該当するのではないかと思います。行政に携わっていただく職員の皆さんが基本的な姿勢として支援、救済、こちらを究極の目的としてですね、絶えず認識をしていただきまして、安芸太田町それぞれがチームとしてですね、この包括センターを孤立させない環境への配慮をお願いしたいというふうに思っております。私の質問は以上でございますけれども、最後に町長自身からのお言葉をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

保健、医療、福祉、地域の高齢化に伴い、大きな課題を持っておるところでございます。そうした中で、それぞれの健康状況、あるいは医療、福祉のニーズに、どこへ相談すればよからうかという趣旨のご質問があったように思います。私も数えてみたんですが、本当に10か所も町の機関がございます。そうしたところすべてがですねこの保健、医療、福祉のご相談に対応するというまだ機能を持っておるところでございますが、やはり町職員それぞれの立場で住民の皆さんの要望に応えていくという基本は持ち続けたいと思いますし、その中にご質問いただきましたように、保健、医療、福祉、その観点を持つ職員づくりにもまた努めてまいりたいと思っております。そうしたふうなことをやはりすべての機関で対応することができないという意味で、いわゆるあんしん、保健・医療・福祉・統括センターの方に機能集約しとるところでございます。さらにこの機能を先ほどのような観点から拡充しまして町民の皆さんの不安解消、あるいはそれぞれのサービスの適用についての検討を重ねてまいりたいと思っております。引き続きご指摘いただきたいと思っております。

富永豊議長

以上で2番田島議員の一般質問を終わります。8番角田議員。

角田伸一議員

おはようございます。新人議員の角田でございます。通告をしております安芸太田町の現状と今後の取り組みについて質問をいたします。過疎、少子高齢化社会に突入をし、多くの課題を抱えながらも町政の運営は現状を踏まえ5年先、10年先のあるべき姿を想定をした未来志向でなくてはなりません。在任9年目の小坂町長は第二次安芸太田町長期総合計画を策定され、豊かさあふれ、つながり広がる安芸太田町の実現を目指しておられるところでございます。次の3点についてお尋ねをいたします。1つ、加速する人口減少に歯止めをかけるために町はどのような施策を考えておられるのか。次に過疎化により集落機能は衰退の一途をたどっております。地域の後継者対策、また地域活性化策について町としてどのような指導や援助を考えておられるのか。次に安芸太田町活性化策について、それにも限らず事務の改善等についても結構なんですけど、職員及び地域おこし協力隊隊員から提案があったり、またその提案を取り入れた事があるかどうか。以上3点について答弁を求めます。

富永豊議長

地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

それでは地域づくり課の方から現在行っております定住施策等についてご説明をいたします。町行政の事務につきましてはすべて住民の皆様様の安心、安全にかかわるものと心得ております。中でも人口減少、高齢化、少子化が進んでいる当町におきましては、定住施策が重要なものと思っております。合併以来町ではさまざまな定住対策、具体的には地域づくり課が所管いたします子育て世帯定住応援制度、Uターン世帯定住応援制度、定住促進空家活用制度、定住促進奨励制度、高速道路通勤費補助制度、空家バンク当町では待家バンクと表現をいたしておりますこの制度、また上殿定住促進団地分譲、お試し体験住宅等がございます。建設課が所管いたします住宅改修助成金交付制度、民間賃貸住宅整備事業支援、児童育成課教育委員会が所管いたします保育料授業料第二子以降無料化、住民生活課が行っております18歳までの子ども医療費助成、健康づくり課が行っております妊婦産婦健康診査交通費助成制度、不妊治療費助成事業、産婦健康診査費助成制度、商工観光課の方でがんばるビジネス応援補助制度等の各施策を推進してまいりました。さらに本町への移住定住を獲得するため、平成26年度から情報発信担当の地域おこし協力隊を採用し国、県と連携、共同した関東圏、関西圏での定住移住フェアに参加するとともに、平成27年度からは移住定住サイト都市近くの田舎暮らしを開設し、情報発信、PRの強化に取り組んでいます。また平成26年度から

関東圏、関西圏在住の本町出身者を対象とした町の取り組み報告会を開催し血縁地縁を活用した移住定住PRに取り組んでいます。昨年から安芸太田ファンクラブを設立し、出身者等を中心に加入促進と情報発信を充実させUI孫ターンのきっかけづくりを図っております。平成28年度から安芸太田暮らし定住アドバイザーを採用し、移住相談、受け入れ態勢の強化を図っております。課題といたしまして都市部において地方への関心、田舎暮らしへのあこがれは高まりつつありますが、様々な要因により移住定住へいきなり踏み切る方は多くない現状にあります。そのためには移住定住の相談に来られた方に対し、定期的なフォローアップができる体制を整える必要があると考えております。待家バンクへの登録物件が伸び悩み移住定住希望者のニーズに追いつかなくなっております。登録物件の掘り起しを強化する必要があると考え、税務課から固定資産税の納付書を送付する際、合わせて空家バンクについてのリーフレットを同封いたしております。また地域づくり課の方では地域マスタープランの作成に対しまして、取り組みを振興会とともにやっておりますが、策定から数年が経過し、活発に策定された計画に基づき活動されてあるところ、策定はされたものの事業が途中であまり進んでいないところと様々がございます。地域の面積、人口の規模、構成員の状況によりまして様々でございます。こちらに対しましてはきめ細やかにこちらの方から出向き、現状を知ることを持って、ともに課題の掘り起こしを進める中で取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。失礼しました。次の地域おこし協力隊についてでございます。地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域に移住し概ね1年以上3年以下の期間、地域に居住して地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取り組みでございます。本町では平成24年11月からこの地域おこし協力隊制度を活用しこれまで22人の隊員を採用し、その内現在11人の隊員が活動しております。こちらの活動状況ですが、産直市活性化小規模農家支援、中心市街地活性化空家対策、観光協会において三段峡活性化、外国人対応、外国人旅行者誘致促進、町内産品開発及び道の駅活性化ではこれまで特産品であります祇園坊柿を使ったチョコちゃんのブランド化やジェラートみんなのきぼうの商品開発、また町内産品のPR等行っております。井仁地域では棚田PR保全、担い手確保活動としてオーナー制の導入、森林セラピー、ラフティング等のアウトドアメニューの開発、実践支援を行っております。さきほども申しました、情報発信として安芸太田町ファンクラブを設立しております。こちらは安芸太田町出身の方、安芸太田町に関心をお持ちの方々との交流を通じて、全国に向けて町の魅力をPRし、町外への情報発信と連携強化による安芸太田町の応援団獲得を目指すこととし、ファンクラブ通信、あきおた家族の配信や交流会の開催を行っております。なお任期中の1名が既に建設事務所を開業し、また来年6月に退任する予定の者1名が井仁地区でカフェを開業する予定としております。これまでに任期を終えた隊員11人のうち2名が引き続き安芸太田町に定住し、それぞれ起業し、寺領地区において農家レストランを開業、また自伐林業に取り組んでいるものもおります。隊員としての任期終了後も引き続き安芸太田町に居住し続けてもらうためには、隊員自らの活動期間中からの創業又は就業場所の確保も必要ですが、隊員が町内に残りたいと思わせるような人間関係構築の有無も不可欠であると考えております。こちらの調整を行っていくことが隊員の任期終了後に安芸太田町に定住につながるものと考えております。以上でございます。

富永豊議長

角田議員。

角田伸一議員

答弁をいただきました。安芸太田町の現時点における人口の減少に歯止めをかけるためには、流出人口を抑え、流入人口の増を図ることにつきますと思います。答弁のあった通り、定住住宅はじめ、子育て、教育、健康、福祉、生活の利便性、産業、雇用等、各種施策で住んでみたい魅力のある町をつくることとございます。一方定住する側にとりましては当然他の場所との比較をして決定することになります。人口減少に歯止めをかける対策につきましては、他の自治体も創意工夫がされていることと思います。他の自治体に遅れをとらないよう、また次の世代に問題を残さないように取り組んでいただきたいと思います。地域の後継者につきまして、色々とお話も聞きましたし、地域おこし協力隊の協力もあるということとございました。隊員は安芸太田町の過去を知らない、また先入観を持たず外からの目線でのアイデア、意見、又は要望等あったことと思います。これは大いに参考にするべきであり行政職員はその情報を共有するべきだと思っております。任期を終えた隊員のことについても答弁がございましたが、総務省の調査では隊員の5割が任地の自治体に定住を

し、1割が任地の近隣自治体に定住しているという総務省の結果でございます。安芸太田町については、先ほどありましたように、2名ということでございますが、この点について総務省の調査と比較し定着率が低いと思っておりますが、このことに対する思いについてあれば一言お願いをしたいと思います。

富永豊議長  
地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

安芸太田町におきましては、失礼いたしました、29年4月3日時点でございます。広島県18市町で地域おこし協力隊を導入しておりまして、71人が活動中でございます。また平成29年3月31日までに広島県において任期を終えた53人のうち活動地と同じ地域に定住した者が26人、失礼いたしました、活動地と同一市町内に定住した者が22人で42パーセント、活動地と同一及び近隣市町に定住した者が26人で49パーセントでございます。安芸太田町におきましては29年4月3日までに11人の者が任期を終えております。活動地と同一市内に定住した者は2名でございます。こちらの方は少なくなっておりますが活動地と同一町内及び近隣市町に定住した者が6人おりまして、こちらの方は55パーセントとなっております。しかしいずれにおきまして、安芸太田町において定住起業した隊員の者は少なくなっております。隊員の理由によりまして新たに目的を見出したもの、又はそれぞれの家族の事情によるものもございまして、できるだけ安芸太田町において定住、起業、又は就職ができて、住み続けていただけるようなサポート体制の方も地域の皆様又は受け入れていただく機関の方と連携を密に取りながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長  
角田議員。

角田伸一議員

最後の質問になりますので、町長の方をお願いするわけですが、安芸太田町長期総合計画の構想を実現するための実施計画は現時点で計画通りの実績が伴っていると思っておられるのかどうか、答弁をお願いいたします。

富永豊議長  
町長。

小坂眞治町長

ご質問いただきました今取り組んでおります第二次の長期総合計画の進捗状況をどう判断しているかというご質問であろうかと思っております。またこの二次の長期総合計画と合わせて今地方創生の取り組みをしておるところでございます。国との支援をいただきながら、また二次の長期総合計画をさらに大きくしたようなまたより具体的にした取り組みを今進めておるところでございます。そうしたふうなときにおきまして、今この長期総合計画10年でございますけれども、前期5年のいわゆる中間年がこの29年度という位置づけで取り組んでおるところでございます。そういった意味におきましてまだその進捗状況を的確な評価をするにいたっておりませんが、先ほど申しましたように長期総合計画のみならず新たな課題新たなメニューを追加しての取り組みを今現在しておるところでございます。またご質問ありましたようにやはり地域の人口が減る、このことにどのように歯止めをかけるかということでございますけれども、抽象的な言葉になりますが、現在住んでおる我々がですね、引き続き住み続けたい町でなくては外部からの定住流入を迎えることはできないと思うものでございます。そういった意味におきまして、対外的な施策のみならずやはり地域における保健、医療、福祉あるいは第一産業の振興等々課題はたくさんあるように認識しておりますが、いずれにしましても住んでみたいまた住んで良かったという町づくりを基本にこれからも取り組んでまいります。

富永豊議長

以上で8番角田議員の一般質問を終わります。午後1時まで休憩といたします。1時から再開いたしますので。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時30分

富永豊議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。7番佐々木議員。

佐々木道則議員

6番新人議員の佐々木道則でございます。この場において発言をさせていただくのは本日が初めてでございます。本日質問させていただく内容は先輩議員、同僚議員の皆さんが質問された内容と重複するところもあろうかと思いますがよろしく願いをいたします。安芸太田町を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。住民自治の維持、子育て支援、定住環境の整備、福祉政策の充実等、取り組まなければならない課題はたくさんあります。その課題に取り組むために町は今後の方針を定めた最上位の計画、第二次安芸太田町長期総合計画並びに安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策を展開されております。この施策展開に私も目を向けてチェックをさせていただき、いただくために、初めての質問にこの安芸太田町まち・ひと・しごと総合戦略の推進状況についてお尋ねをしたいと思っております。まず1点目でございます。重要業績評価指数の評価方法についてお伺いをいたします。町においては平成27年3月向こう10年間の町が目指す町づくりの姿、取り組まなければならないこと等をまとめた第二次長期総合計画を策定され、その計画に沿った諸事業に取り組まれております。国においても、平成26年12月まち・ひと・しごと創生法が新たに創生されたことに伴い安芸太田町まち・ひと・しごと総合戦略を策定するに当たり、第二次長期総合計画の基本的な考え方が国のまち・ひと・しごと創生戦略の基本的な考え方に合致するとのことで、平成27年10月に安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されました。そこでその中に記してある具体的な施策ごとに重要業績評価指数を設定し、これらにより施策の効果を検証し改善を行う仕組み、PDCAサイクルを構築され取り組み戦略の内容の達成度の検証を毎年度行うとされております。事業開始2か年が経過した中で、今までにこの検証が行われているのか、また取り組みに対する成果、検証後の問題点、課題を踏まえて見直しをされた施策はあるのかどうか、また、合わせて定めた施策目的の達成、町の取り組みやその進捗状況を住民にわかりやすく情報提供し、行政に対する理解促進、協働の町づくりに向けた意識調整を図るとありますが、どのような方法で情報提供をされているのかをお伺いします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況及び施策の点検、評価に関するご質問でございます。地方創生の関係のとりまとめをしております企画課の方でお答えをさせていただきたいと思っております。平成27年度に策定をしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、27年度に実施した施策につきましては、この評価を28年度に行わせていただきました。27年重要業績評価指標KPIと言われるものですが、これが目標年次平成31年の目標値に対して平成27年度が終了した時点でどのような進捗度合いであったかということの評価の観点として評価を行っております。その中で今後政策を進めて行く中で改善を要する点等を抽出したというような評価の内容でございました。平成28年度の施策評価でございますが、こちらにつきましては現在各課の方で評価のとりまとめを行い、それが企画課の担当の方に評価のシートというものが集約されておるところでございます。今後この各課で行われました施策評価につきまして各課から中堅職員で構成する評価検討チームという役場内部の検討チームでございますが、これを組織いたしまして、この中で各課から上がってきた評価内容について討議を行うこととしております。その後この評価の内容につきまして外部評価組織でございます安芸太田町まち・ひと・しごと創生推進会議の方にこの評価の内容を報告をさせていただきます。その中で外部の皆様からのご意見を賜るといような進め方を今年も行うようにしております。評価の課題といたしましては成果指標の目標値にどれだけ達しているかというような数値的な考察に留まっている点がございまして、その施策がどのように町の経済に効果があったものとか、それから住民の満足度にどのように貢献しているかといったような内容のところも掘り下げた評価をしてみたいと考えておるところでございます。昨年と今年と総合戦略の施策を推進しておりますこの中で現在のところその昨年度の評価によって施策の見直しをしたといった施策はございません。今後平成28年度に実施した内容の評価する中で必要なものにつきましては今後施策の見直しあるいは方向の修正等を行いながら戦略の実現に向けて進めてまいりたいと思っております。なおこの評価につきましては安芸太田町まち・ひと・しごと創生推進会議の資料につきましてホームページの方で公表をさせていただきます。今年につきましてもこの会議の資料として町のホームページの方で公表をしてみたいと考えております。以上です。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま企画課長よりご答弁をいただきましたが、現在はP D C Aサイクルのチェック段階というようにお聞きをしております。ですので課題としての現在課題として目標値に対しての数値結果の議論になっているということでございます。計画が目指す方向に向け、どう取り組んで何ができなかったのかをしっかりと検証をしていただいて、今後の施策展開につなげていただきたいと思います。また私も住民の皆さんとお話をさせていただく中で、この事業は町の最上位の計画として施策を推進されているとの認識、また町のこの事業に対する取り組みがよくわからないという住民に十分理解されていないというのをお聞きをしております。さきほど事業評価、取り組みをまとめて町のホームページで公表されると公開されるという事でございましたが、恥ずかしい話ではございますが、私も知りませんでした。ホームページだけでなく例えば町民広報、座談会等あらゆる機会を利用して、町民の皆様にいきわたるよう情報提供をされるのではないかと伺いをいたします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

まち・ひと・しごと総合戦略につきましては十分に町民の皆様の方に施策の内容等についてお示しできていない部分もあろうかと承知をしておるところでございます。こちらにつきましてはこの施策内容と合わせまして、これまで取り組んできた内容、評価に関しましてもあわせまして町広報あるいは座談会等に出席する際の資料提供等を行って、まち・ひと・しごと総合戦略いわゆる安芸太田町の地方創生がどういう形でどの程度進んでいるかというものをわかりやすい形で情報提供できるような取り組みをしてみたいと思います。以上です。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいまご答弁がありましたように、あらゆる機会を利用して情報提供をしていただくようにご要望とします。それでは2点目の質問に移ります。基本項目基本目標4項目について伺いをしたいと思います。重点施策の中に1、基本目標1、都市部との商いの活性化と町内産業関連の推進について。基本目標2、定住促進と人材確保、育成による町づくり基盤について、基本目標3、各世代にととの暮らしやすさの向上について、基本目標4、コミュニティの活力向上について、以上4項目について今までの状況、今後の取り組み、また今後の事業促進、支援はどのように行われるのかをお伺いをいたします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

各分野別の戦略の目標についてご説明をさせていただきたいと思います。目標とそれから現在の成果、取り組みの状況等を説明させていただきます。まず、基本目標の1として都市部等との商いの活発化と町内産業間連携の推進ということでございまして、こちらはいわゆる町の仕事づくりをどういった形で進めるかということテーマにさせていただいております。具体的な施策の中で、主なものをとりあげさせていただきます。まず1点目が、頑張るビジネス応援補助金という制度がございますが、こちらにつきましては新たな起業あるいは事業継承を支援しようとするものです。こちらにつきましては、平成27年度15件、平成28年度6件、を補助の対象とさせていただいております。こちらによりまして、地域の雇用でありますとか仕事の創出に大きく貢献しているものであると考えております。こちらにつきましては今後各事業者の事業内容等把握しまして詳細な事業効果を把握する中で更なる成長を支援する体制、これを構築してみたいと考えております。また農業面でございますが、多様な担い手農家の育成事業として広島市との連携による広島活力農業新規就農者研修制度という取り組みをさせていただいております。こちらの活用によりまして安野修道地区で3名の若手の農業者が実現をしておるところでございます。また産品開発、販路拡大の分野でございますが、祇園坊柿の生産加工販売に係る支援を行わせていただきまして、新商品の開発でありますとか、祇園坊柿の認知度の向上、あるいは機械の整備等の支援を行わせていただいて、平成26年度比で平成28年度は20パーセントの販売額の増加ということで成果が出ているところでございます。また太田川産直市で

ございますけれども、販売設備の支援でありますとか、人的な支援、地域おこし協力隊の配置等を行いまして、平成31年度の目標値である販売額2,500万円を平成28年度には2,876万円ということで前倒しで目標が達成されているというような動きもございます。また観光面でございますが、インバウンドの受け入れ対応として広島市と連携いたしまして、無料公衆無線LANの設置、あるいは案内表示、パンフレット等の多言語化に取り組みまして外国人の観光客数は平成26年が1,186人、平成27年が3,261人、平成28年が10,659人と増加傾向にあり、更なる受け入れ態勢の充実これが必要な状況でございます。また教育旅行の誘致に関しましては平成27年度は1,878人の受け入れに対しまして、28年は2,313名ということで、こちら観光消費の増高に貢献をしております。また森林セラピー事業における体験者数は平成28年度は約1,000人で微増傾向でございます。こちらにつきましては観光消費の増加にインパクトを与えるという状況ではございませんが、これは町が自然を生かす町のブランディングの施策ということでは非常に重要な施策と考えておりますのでこれも事業を再構築しながら継続する必要があるかと考えているところでございます。これらの産業に関しましては平成28年度に町産業の総合的な支援を行う仕組みづくりを具現化するために安芸太田町判地域商社検討事業というの行いまして各産業における課題の把握でありますとか新たな組織が似合う仕事の領域体制というものを検討を行っております。今後はさらにこの町内の関係機関と協議調整を行い具体的な設立準備を進めてまいりたいと考えております。それから続きまして基本目標2でございますが、定住対策でございます。定住促進に関しましては空家バンクの相談件数、こちらが平成27年度が46件、平成28年度が78件ということで空家バンクのニーズが高まる中でこちらの対応をしておるところでございます。こちら空家バンク等のきめ細やかな情報発信をすることで、今後も対応をしておきたいと思っております。それからまた定住促進に関わります各支援制度を設けております。またこれに空家バンクを活用した新規転入者がございますが、こちらは確実に新規の転入ということで、数をおさえておりますが、平成25年度が12世帯29人、平成26年度が18世帯42人、平成27年度が27世帯64人、平成28年度が19世帯41人というような実績になっております。こちらにつきましても、引き続き定住施策を推進し町のPRを進めていくことによりまして、定住者の獲得を進めてまいりたいと思っております。続きまして、各世代にとっての暮らしやすさの向上、こちらにつきましても仕組みづくりに関しまして、国の地方創生の一環であります生涯活躍の町構想を国の方が提案しております。この提案を受けまして本町では平成27年度に地方創生交付金を活用し、生涯活躍の町に関する基本計画、基本構想を策定し、平成28年度には生涯活躍に関する地域再生計画を策定して、国の認定を受けておるところでございます。この地域再生計画に基づきまして、今後より暮らしやすい地域づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。4番目にコミュニティの活力向上、こちらにつきましては地域のコミュニティを維持あるいは進行していく取り組みでございます。こちらにつきましては、マスタープランを策定されている地域ではマスタープランの展開に向けて地域主体のサロン活動でありますとか耕作放棄地の活用、あるいは製品の生産、あるいはボランティア移送といった地域のニーズに根差した活動を進めておられる地域もございます。一方で自治振興会の規模や高齢化によりまして自律的なコミュニティの推進体制がなかなか難しい地域も出てきております。既存の自治振興会の枠組みでは対応できない、こういった課題も出てきておるところでございます。今後は新たな枠組みの検討あるいは既存の枠組みの中で従来のコミュニティで継承すべき点あるいは見直しが必要な点等を住民の皆様方と議論を進めてまいりたいと考えております。あわせてコミュニティの維持振興のための集落のネットワークや新しい枠組み、あるいは拠点の考え方等もあわせて議論をしておきたいと思っております。それから地域主体の自主防災活動でございますが、現在9つの自主防災組織が設置をされておるところでございます。こちらにつきましては、設立の支援あるいは自治振興交付金を通しまして運営の支援を行っておるところでございます。それから最後に連携中枢都市圏の有効活用ということで、広島広域都市圏発展ビジョンということで事業が進捗されております。こちら連携自治体で情報を共有する中で中枢都市であります広島市との連携による広域行政の優位性を住民福祉に活用してまいり、このことを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま質問事項に対して丁寧にかつ詳細にわたりご答弁をいただきましてありがとうございます。その中で基本目標3、各世代にとっての暮らしやすさの向上についての中での答弁の中に出ておりましたが、生涯活躍の町づくりについて計画を策定をされたということがございましたが、現在推進され

ております二つの事業、長計及びまち・ひと・しごと戦略とその事業とどうリンクをさせて推進をされるのかをお伺いをいたします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

第二次長期総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略そして生涯活躍の町の形成に関する施策の関連性でございますが、第二次長期総合計画においては各世代にとっての暮らしやすさの向上ということで、主に地域包括ケアの部分でこのテーマに触れておるところでございます。それを総合戦略に掲げていく中でその当時国の方でも進めております生涯活躍の町という提案がありましたのでこれを採用しましてあくまでも安芸太田町判でございますが、安芸太田町の地域に見合ったその生涯活躍の町を作ろうということで地方判総合戦略の方にかかっているところでございます。そして地域再生計画でございますが、この総合戦略の内容をより具体的にした内容、取り組みの内容を地域再生計画の中に掲げておまして、これを確実に進めて行くことによりまして、各世代にとっての暮らしやすさの向上ということが実現するものと考えております。以上です。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木道則議員

答弁がありましたように、本年度からはPDCAサイクルのD、実行に向けての取り組みが始まると思います。町長をトップリーダーとして全課全町をあげてこの計画に定められた施策の成果を上げるために取り組んでいただきたいと思います。それでは3点目の質問に移ります。現在までの質問、ご答弁をいただいた中でございますが、町長は安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重要業績評価指数の28年度末現在の進捗状況、事業評価をどのように捉えられているのか、また評価された課題について今後どのように取り組まれていくのかをお尋ねします。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

現時点での評価をどうとらえておるかというご質問でございますが、28年度の評価につきましては、今内部の評価をし、またそのことをまとめて外部の委員さんの評価を受けたく今準備をしておるところでございます。私自身のところへまだ詳細の報告は上がってきておりません。全体的に我々の仕事はどちらかというと時間経過の中では遅れがちなのが常でございます。そういった意味におきましては、若干の遅れが散見されるのではないかといつも担当職員にですね、はっぱをかけているところですが、具体的なものを持ってという意味でなしに、相対的なイメージとして例えばご質問のありましたように、町民の皆さんにどのように情報が伝わっているのかと、そういう事を含めてやはり我々の取り組み、もっとスケジュール感、スピード感を持って取り組む必要があるかと思っております。それと今現在取り組んでおります我々の取り組みは、合併をするときに新町をどのような町づくりにしていこうかということでご協議いただきました新町建設計画、それと第一次の長期総合計画、さらにそれを具体化するということで、未来戦略会議の提言をいただいた取り組みをしまいいりました。そしてまた新たな10年に向けて第二次の長期総合計画それと相応するように今まち・ひと・しごと総合戦略、これが基本的には二次の長期総合計画の具体的な戦略だろうと認識しとるところでございます。そういったふうな継続した取り組みの中の一環としての28年度でございます。また先にも答えましたが29年度は第二次の長期総合計画、27年から36年の前期5年の中間のところでございます。まさにご指摘いただきますように、この中間時点での評価をし前期5年の目標達成に向けてさらには最終年度であります10年ののち平成36年の安芸太田町の町づくりに向けて取り組んでまいりたく思っております。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木道則議員

ただいま町長に答弁いただいたようにぜひその通りによろしく願いをいたします。この問題につきましては、私も先ほど申しましたように、チェックをしておりますので、またの機会に再度質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。最後にですね、これは質問ではございませんが、お願いでございます。町長にはですね、安芸太田町まち・ひと・しごと総合戦略の各

重要実績評価指数が計画のための計画に終わらないようにですね、先ほど申しましたように町長のトップリーダーとしてのあれを發揮していただいて全課全町をあげてですね、安芸太田町を住んで良かった町づくりのために取り組んでいただきたいことをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

富永豊議長

以上で7番佐々木議員の質問を終わります。1番大江議員。

大江厚子議員

失礼します。大江です。よろしくお願ひいたします。今日は私は4点質問をいたしたいと思ひますが、その前に私の立場を述べさせていただきます。今、色々討論されておりますが、国の政策である地方創生は選択と集中による地方切り捨て、公共部門を民営化するものであり、私はこの政策に反対の立場をとります。1987年の国鉄分割民営化が日本における大規模な民営化の始まりと考えています。民営化がどれほど住民の生活や地域の経済に深刻な状況に影響を与え、地方を切り捨ててきたか、可部線を廃止された私たちが一番よくわかっていることではないでしょうか。この度議員になって今自治体でPFI法、指定管理者制度、地方独立行政法人法、特区法、そしてトプライナー方式の導入等によりどれほどの民営化が進められようとしているのかを知り、驚き、危惧しています。また、公営施設の統合廃止を伴って地域再編が進められようとしています。安芸太田町ではこの間、学校統廃合がすさまじい勢いで行われました。学校統廃合が単に教育的観点からだけで出た政策ではないと考えます。公共施設の整理、縮小、廃止からの観点からも出たものではないかと考えています。いかがでしょうか。もう1点。地方自治の革新は住民の自治にある、住民が主体となった政策を進めていくことが寛容と考えます。この点においてこの間の西部地域における学校統廃合についてお伺ひします。滋賀大学の渡邊暁彦先生は学校統廃合は教育設備に係る単なる入れ物をめぐる問題にうつるかもしれない、しかしそれは児童生徒の教育を受ける権利、学習権を支える前提条件であることを忘れてはならない。さらに学校は子供たちの学びの場であることはもちろんのこと、他方で地域の人々の交流の場でもある。したがって学校の統廃合は地域住民に地域の核、一体感の象徴がなくなることへの危惧をもたらす。したがって統廃合は地域住民にとって切実な関心ごとにならざるを得ず、学校の規模やその適正な配置は当該地域の最重要課題の1つとして位置づけられよう。地方行政に対する住民参加の拡充と言ってもそもそも住民参加になじむ事項とはいかなるものであろうか。地域コミュニティの形成にとって果たす役割や生活関係に密接なつながりを持つという点で少なくとも学校を含む学校事項を対象にすることは許されよう。教育が人と人を結びつけ、人と自然を結び付け、現在と過去を結びつけるものであることから、それは国の権力的統制と確執の支配から自立するとともに深く地域に根差していなければならないと論述されています。ここで言われているポイントは2点です。学校施設は学習権を支える前提条件であること、そして地方行政に対する住民参加の対象に教育事項は入るということです。2013年から戸河内上殿の住民や保護者から何度も何度も西部地域における学校統廃合の計画を練り直してほしいと要請がありました。なぜなら、子供たちにとって地域の人に見守られ歩いて通学できた学校を奪われるという事であり、地域にとっては今あったように地域の核が奪われるということだからです。住民保護者とともに当町の教育理念をもあわせ、将来の教育環境をどう整備するか協議してほしいと署名や要請書の提出、集会、町教育委員会との協議、行政訴訟等を行いました。しかし一度としてその要望は反映されることはなく、強行に戸河内小学校単独新築、戸河内中学校廃止がされました。町長の掲げる協働の町づくりの理念に不信を抱かざるを得ませんし、住民意思の軽視、行政の暴走にもつながるものです。そもそも具体的に廃止の学校、西部地区で言えば戸河内中学校、上殿小学校ですが、決定したのは行政職員のみで構成された検討委員会であり、そこに戸河内筒賀地域の住民保護者の意見は全く入っていません。これは教育長も認めるところです。地方自治の主体は住民であるならば、2013年上殿戸河内地域から戸河内中上殿小の廃止の見直しの要望が出た時点で、この計画推進をいったん停止すべきだったのではないのでしょうか。また補助金交付金の執行期限ばかりに気をとられていることは本末転倒であり今回の補助金不正処理の件に行きつくと考えます。戸河内中学校と筒賀中学校の統廃合についてどのように総括しておられますか。2点目、戸河内中学校筒賀中学校統廃合後の問題、生徒保護者の意見要望等についてどのように把握していますか。3点目、戸河内中学校についてすべてを撤去し更地にする予定ですか。寄宿舎の建物は耐震構造物であり校舎体育館もまた耐震補強すれば使用可能だと考えます。広い運動場も加えて今後どう活用する予定ですか。今後地域と協議をしていく予定はありますか。当面の維持管理について、あのまま放置しておくのは治安面でも環境面でも大変問題があります。どのように考えていますか。次に学校

統廃合問題とは離れているんですが、教育関係ということで一緒に質問させていただきます。学校教育における教育勅語の扱いについて。政府は今年3月31日、憲法や教育基本法に反しないような形で教育勅語を教材として用いることまでを否定されないと閣議決定しました。教育勅語の核心は私が言うまでもなく、国に危急の事態があれば天皇のために命をささげ、自ら進んで戦争に行くことを臣民に命令するものです。この閣議決定をどう思われますか。またその使用について校長や学校の設置の責任と判断に一任するとなっていますが、当町ではどのようにお考えでしょうか。学校教育については以上の質問です。ご答弁をお願いいたします。

富永豊議長

学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

非常に多くの質問をいただきました。まず、担当課の方からご回答させていただきます。学校の統合ということでご質問いただきました。西部地区の中学校統合につきましては、施設の不備等もございまして、非常に時間がない中、関係各位に多大なご協力をいただき、実現したものと痛感しております。昨年にはですね、各小中学校の保護者様、自治振興会の支部会の皆様、それから民生児童委員の方々に各々それぞれですね、協議説明をさせていただく中、やはり行き着くところは統合については2校が1つの校舎にいるということで、待たないという強いご意見を頂戴したところでございます。また、この協議においてですね保護者から施設整備や通学に対する要望、こういったものもたくさん頂戴いたしました。こちらの部分につきましてはですね昨年PTA等々情報交換を密にさせていただく中、その都度対応させていただいたところでございます。行政訴訟、こちらにつきましては、地域住民の皆様と対話が足りずですね、担当課としましても訴訟に至ったことについては反省する部分だというふうに捉えております。結果等につきましては司法の判断につきましてお答えする立場にないというふうに考えております。現在新設安芸太田中学校として2か月ちょっとが経過をしたところでございます。生徒は体育祭や部活動など本当に笑顔でですね元気いっぱい力いっぱい取り組んでいる様子が見えていただけたのではないかとこのように感じております。学校づくり学校経営につきましてはですね、今後も健全な学校運営を推進するとともにですね、生徒や保護者の皆様のご要望に耳を傾けて引き続きまいりたいと考えております。学校跡地についてのご質問頂戴いたしました。校舎体育館につきましてはですね、非常に私どももことあるごとに少し状況を見させていただいてるんですが、経年劣化が非常に著しいという状況でございます。関係課等ともですね、解体撤去する方向で、協議に現在入らせていただいております。議員のご質問の中にもありました寮につきましてはですね、これは耐用年数ももちろんございます。グラウンドや寮、残る学校の跡地、敷地につきましてはですね、他の地域同様、地域との協議をもって進められるべきものであるというふうに考えております。町長部局への引継ぎを行っているところでございます。なおグラウンドについてなんですけれども、目的が確定するまでの当面の間はですね、町民の皆さんがスポーツ活動等行っていただけるよう完全とは言えないんですけれども、草刈等の維持管理をですね教育委員会事務局の方で行わせていただいております。続きまして教育勅語についてのご質問を頂戴いたしました。教育現場におきましては、現在中学校の歴史の教科書でですね、こういうふうに書かれています。1889年の大日本帝国憲法の発布、その翌年に教育勅語が出され、当時の政府の方針がこういうふうに示されたといったような形で掲載をされてるところでございます。私どもといたしましては、指導内容等については各学校が学習指導要領に基づいて適切に行われるべきものというふうに考えております。担当としては以上でございます。

富永豊議長

地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

それでは地域づくり課の方から跡地利用のことにつきまして大筋の方を述べさせていただきます。少子高齢化や人口減少などによる著しい財政状況が続くと予想されるとともに、公共施設の利用需要の変化も予想されます。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、施設の最適な配置を実現することが必要となってまいります。本町では平成29年3月に安芸太田町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。これは今後20年間の長期展望に立って公共施設の利活用促進や適正配置、あるいは施設の長寿命化を進めるなど、本町の实情に合った計画的かつ効率的な公共施設等の整備管理を行うことにより、将来住民負担の軽減を図ることを目的とするものです。学校の今後の活用策につきましてもこの公共施設等総合管理計画に基づき今後20年

間の長期展望に立ち、転用、除却、売却、譲渡等を検討していきたいと考えております。この中で自治振興会連絡協議会を始め地元の皆様のご意見を伺いながら今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

学校統廃合の過程は色々な住民や民生委員さんや各関係者の意見を聞いてやったというふうに言われていますが、例えば小学校、戸河内小学校新築になりましたけど、その時の説明は2015年平成27年に戸河内小学校校舎新築設計講堂改修説明会として戸河内小学校の講堂でされましたけれど、私もよく覚えています、行って抗議書を持って渡して帰りましたけれど、私たちは、参加者は約10名です。その説明会の知らせは直前の防災放送のみでした。その参加者のうち、校長、教頭も入っています。そして10名ですね。それでやったということに議会で報告されました。また戸河内小学校、幼稚園のPTAと教育委員会との協議ですね、戸河内小学校新校舎設計説明は2016年の2月にされました。私も祖母ということでも地域ということでもいきましたけれど、保護者からの抗議で説明はできなかつたんですね。説明はされる予定でしたけど、できませんでした。なおかつその設計書が出されていきましたので、ある保護者が給食調理室は給食調理場はどうなっているのか、ぜひ自校給食でやってほしいという切実な要望が出されましたけれど、一切考慮されなかった。もうこの設計でいきますという感じでした。そしてその時、小学校の新校舎を建てるために仮設校舎が必要ということで、驚きですけど、あっちがわになるんかしら、JRの軌道内ですよ、あれを整地してあそこに狭いところに仮設校舎を結局は建てて、あそこで1年間過ごしたわけですけど、仮設校舎について要望がその時続出しました。そしてそれらの要望の意見を翌日26日に議会が予定されていきましたので、町教育長はぜひこういう要望があったということを議会で発言してほしいというふうにみんなからの要望がありましたが、私は議会を傍聴しましたけど、一切発言はありませんでした。このようにことごとく保護者住民は裏切られたというふうな思いが強いです。また戸河内中学校廃校までの経過も強引なものであったと私は感じています。ずっとそうだったんですけど、例えばまさに直近のことで言えば、戸河内中学校廃校に向けての今年1月の過程です。1月6日戸河内中学校廃校筒賀中学校へ統合の戸河内中学校幼稚園保護者の説明会が1月6日にありました。そして1月17日に先ほど言われましたけれど、差し止めの行政訴訟の判決言い渡しがありました。残念なことですけど却下にはなりました。そして驚くことに翌18日ですよ、言い渡しがあった次の日に、もうこれは計画されていきましたけれど、筒賀地区戸河内地区合同の住民説明会がありました。そしてその翌日19日に臨時議会を開き、戸河内中学校の廃止決定をその場でされました。17、18、19と本当にこれでもかという勢いで強行されました。そして3月19日は戸河内中学校の閉校式がメイプルセンターでありました。本来ならよその学校でしたらきちんと予算をつけてありました。しかしそういう予算も、そのためにはあったのかもしれませんけど、地域住民や卒業生が計画し、心温まる閉校式をするための予算はなかったのではないかと思います。本当に形式的、しかもお知らせも放送無線とホームページだけということになっています。ここの中にも傍聴席にもたくさんの卒業生や保護者が、当時保護者だった人がおられると思いますが、あのような形で、まさかあのような形で、閉校式が行われたとは思いませんでした。本当に残念なことです。確かに学校統廃合に対する判断は基本的には設置者の裁量権であると裁判では示されていますが、地域を二分するかもしれない具体的学校の処遇、どこを廃校し、どこに統合するという点に関しては、保護者住民の意思は最大限尊重されなければならないと考えます。誤解されないように筒賀中学校が廃校にしたらいいかそういう問題ではないんです。どこの学校をどのようにするかという、その基本的なところを保護者や住民、あるいは卒業生とかね、色んなものとともに協議をしてほしいということです。最後まで住民保護者の声や気持ちに寄り添うことなくある時は強引にあるときは事務的にことが運ばれたと感じ残念でたまりません。学校統廃合問題はまだ終結していませんし、このような町教委の姿勢は町政すべてに通じるものであり、行政が率先して地方を切り捨てるということです。住民が持つことの本質を見抜く力や協調力を行政は信じ尊重すべきだと考えます。2番目の統廃合後の問題について具体的なことが言われませんでした。私は数人の保護者から具体的なことを聞いています。おそらく教育委員会にもこれは入っていると思いますが、スクールバスで朝1便、帰り1便ですよ。帰り1便は6時10分くらいに出発ですか。そうしたらクラブ活動でスポーツ少年団に入っている野球部とバレー部は間に合いません。6時半に終わってそこから帰るのでスクールバスを利用することはできません。ですから保護者、全ての保護者が毎日毎日迎えに行っ

います。相当な時間と経費を使っていますし、また筒賀中学校の校門前が混雑するというふうに言われています。まだそうはいいてもまだ迎えに行ける保護者はいいいですが、迎えに行けない保護者は例えばバレー部を辞めさせて卓球部に入れ替えさせたというふうな子どもさんが何人かいるというのを聞いています。クラブ活動、クラブ活動と言われていますが、そのクラブ活動が子供がやりたがったクラブ活動がスクールバスが出ないというためだけに変更させられているという現実があります。また迎えに関しては保護者からこういう提案もあったようです。私ちょっとよくわからない筒賀のバスに関してはよくわからないんですが、坂原からの回送便が6時半くらいにあるんですかね、それに乗せてほしい、有料でもいいから乗せてほしい。空っぽで走るんですから、という要望もしたそうですが、何の返答もない、何の対応もされなかったというふうに聞いています。それからバスになったためにバスを利用する子供たちの体力が落ちたというふうに保護者が言われております。確かに家から学校まで毎日毎日バスと歩くのとでは全く体力がつく落ちるといのは本当に差があると思います。そういう事をどう考えておられるのかというふうに思います。子供の成長期にある中学生、本当に動き成長する時期の子供がバス通を余儀なくされているということについてどういうふうにお考えでしょうか。また、こういう心配もありました。1年間戸河内中学校の天井が教育委員会の管理が怠ったせいで、落ちてしまいましたが、そのあと筒賀中学校と戸河内中学校は1年3ヶ月あまり同居という形をとっていました。そういう形はありながらもしかし教職員にとっては合同のすべてが統一した学校になるわけで先生より先生の方がね大人数になったことへの戸惑いがあるのではないかと、それが見受けられるってこともありました。それから統合後の学力はどうなっているか、それを心配されている保護者もいました。それからある保護者は統合により教育条件が良くなったとは実感しにくいというふうにあります。子供を毎日見ているとやっぱりそういうふうに感じられる保護者もいるのだなというふうに思っています。こういう保護者、子供たちの要望なりね、切実な願いをやっぱり具体的に一つ一つとらえて対応していただきたいというふうに思っています。それから教育勅語に関してですが、その使用については校長や学校の責任者の判断、責任と判断に一任ですから町長又は教育長が答弁されるべきだというふうに思いましたが、課長がされるということがちょっと意外でした。単に校長に任せるといふそういうある意味責任を放棄するような姿勢というのはやっぱりよくはないんじゃないか、よくはないんじゃないかというふうに思います。再度町長、教育長のご答弁をお願いします。

富永豊議長

教育長。

二見吉康教育長

特に中学校問題につきましては、経過の部分、統合にいたるまでにつきましては先ほど課長の方からも述べさせていただきまし、現在の状況も報告させていただきましたが、しかし、それでもすねいくつかの課題っていうもの学校運営上あるというふうな受け止めさせていただきました。また学校と連携しながらPTA保護者の皆様のご要望をしっかりと耳傾けて改善に努めてまいりたいと思っております。教育勅語の問題ですけれども、中学校や高等学校の歴史の教科書にはすべての教科書に教育勅語ということが記述されています。これは歴史的な事実として載っております。しかも教育勅語の内容がどのようなものであるか現代訳がついた教科書もあります。小学校の6年生の社会科の教科書に載っている会社もあります。そういう意味で教育勅語という歴史的事実を避けて通ることはできません。学校に一任というのは何かと言えば文部科学省は学習指導要領など教えるべき中身を作って我々に示してくる。県教育委員会や我々教育委員会は学校で適切に的確に指導されていることを管理していくと、そういう仕事があります。では学校でどのように何を教えるかはこれは校長権限というふうに法律に書いてあるわけです。ですから我々町長も含めて学校の中でこう教えなさいということではできないわけです。そういう中で最終的には授業を行う先生がどういう授業をしていくかというのにかかってくるわけです。教科書に書いてある。昔はこういう事実がありました。そしてこのことによってこういうふうな社会が変わってしまいました。その後日本は戦争に負けて民主主義国家を目指しました。その時、この教育勅語の果たしてきた役割はこうであると、そういうようなことは教えなきゃいけない。それをどうとらえるかは子供たちが最終的に判断するというそういう授業をしていかなければいけない。そういう授業になるように、学校や我々は管理をしていくというふうになるうと思っておりますので、そういう意味で表現をされております。なお、閣議決定をされたと言いますが、これは国会議員が内閣に対して文書で質問した場合には閣議を開いて答弁書を閣議決定しなければならないと国会法に書いてあるわけでわざわざ閣議決定したものではありません。質問された議員さんに対する応答としてやった問題であって我々もですね閣議決定出てくると思っていまらなかったが、

そのように経過がありますのでそういう状況になりました。ぜひご理解いただきたいと思います。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

もちろん学校の教育の中で教育勅語が戦前終戦まで使われていたと。1948年に6月19日に衆議院で排除された云々は、という意味での教育勅語はもちろん歴史の事実として教えるべき、教えるっていうか教えますよね。今問題にされとるのはそういう事ではなくって森友学園以降学校現場でそういう教育勅語がね暗唱されてとかそれに対する危惧として議員の質問があり、討論がされたというふうに私は思っています。閣議決定が問題としているのではなくって、教育勅語を教材として用いることまでは否定されないということを私は問題として問題にして今日質問したわけで閣議決定云々を言っているわけではありません。戦争は教室から始まると言われています。再び戦争戦場に子供たち若者を送ることがないように教育の現場で教育勅語を使用されることがない使用されるべきではないというふうに考えています。時間がありませんので次にいきます。米海兵隊岩国基地戦闘飛行機の訓練について。米海兵隊岩国基地は今年1月27日最新鋭ステルス戦闘機F35が10機配備され、さらに7月以降厚木基地から空母艦載機約60機が移転される計画があり、岩国基地は極東最大の米軍基地となると言われています。エリア567範囲内にすっぽり入るこの当町はこれまでも騒音や事故の危険性に脅かされてきました。今朝はものすごかったですよね。私帰ってからもちよっとびっくりしたぐらい騒音がひどかったです。例えば2004年4月15日に戸河内太田川河川敷にCH53Dヘリコプターが不時着しています。同年8月にはこのヘリと同機種同様のヘリが沖縄国際大学に墜落しました。ちなみにこの2004年4月はイラク、パルージャで米軍による激しい戦闘機が戦闘が行われた時期で、このような時期は戦闘機の修理や点検が頻繁となり事故が起きやすいと言われています。いったん他国への攻撃や戦争が始まれば基地周辺は非常に危険な状態になります。騒音もひどくなります。この状況をどう認識されていますか。また国内米軍基地は朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争とアメリカの戦争に加担してきた歴史があり、これからも戦争の拠点基地として存在するものと考えます。平和を希求する当町において、岩国米軍基地撤去を求めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。2.飛行訓練による騒音の被害状況把握のため、騒音測定器の設置を検討しておられますか。3.日米政府への抵抗飛行訓練中止や基地拡張強化反対の申し入れ等が、各自治体、廿日市市とが行われていますが、当町での取り組みがどうなっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正課長

米軍岩国基地の戦闘機の低空飛行訓練等についてご質問いただきました。まず初めに岩国基地、現在の状況、先ほど議員言われましたように、今年1月にステルス性を備えたF35、それから7月には空母艦載機が改めて駐機するといったことを聞いております。ただこの防衛に関する部分については国の専権事項ということがあります。現在、日米安全保障条約に基づいて使用されてる米軍の岩国基地でございますので、この部分の町としての評価についてはこれは認識はどのような認識を持たれているかということでございましたけれども、これについてはコメントは差し控させていただきます。ただ低空飛行訓練については先ほど議員言われましたように合併前の平成16年4月にその戸河内ふれあいセンター沖に米軍の大型ヘリコプターが不時着するということがございました。確かに安芸太田町内ではこういった米軍の岩国基地が近くにあるという事もありまして過去その事故が1件、それから低空飛行訓練が時々行われてこの山間をです爆音をとどろかせて、戦闘機が通過するという事例がございました。この点につきましては、町民の皆様にとって、不快でもありますし、不安でもあります。こういった騒音被害については間違いなく迷惑で危険な行為ですので、これについては県や他市町と連携して即時中止を求めていくようにしております。それから被害状況把握のための騒音測定装置の設置を検討しているかというご質問が2番目にありました。町内での低空飛行訓練は北広島町の芸北エリアであるとか、島根県の浜田市金城町ですね、ここでのように例えば学校の授業とか学校の行事に差しさわりのあるような大きな爆音がするとかテレビを観ているとテレビの声も聞こえないであるとか、会話も通常にできない、そういった大きな被害は町内では聞いていないところです。ただ最近北朝鮮情勢の影響もあるのか平成26年度に町内で160件あまりあった件数が平成28年度220件というふうに少し増えてるようになっておりますし、統計数値にもでております。こういったことで騒音測定装置の検討もしたいところですが、1台あたり180万円という相当高額なものでもございま

すんで、これについては国の方にその設置について要望をしていきたいと、基地周辺自治体に対する支援について働きかけをしていきたいと思っております。それから3つ目に他の自治体と連携して騒音の低空飛行訓練の中止を申し入れることはしないかというご質問でした。本町は廿日市市、それから北広島町、それから三次市と4町で連絡会をこの米軍の低空飛行訓練についての連絡会を設けております。5月の12日にその会合を開きましてこの対策をどのように進めて行くかという会合を持っております。この際、先ほど申し上げました騒音測定装置の増設であるとか新規の設置、それから広島県北部で行われるこういった低空飛行訓練の即時中止について合同で中止を求めて行こうということで、今月中に4市町連名で要望書を国の方へ送付することにしております。まだこの加入をされていない例えば北、失礼しました、安芸高田市さんとか、同じような騒音被害があるだろうと思われる市町とも連携して今後も取り組んでいきたいと思っております。以上です。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

今言われましたように外交防衛は国の専権事項と言われてはいますが、地方自治体に米軍基地における低空飛行訓練なり地方自治体に無関係なことではなくむしろ命に係わる重大な事項であります。国に対して地方の意思を国、米軍に対して、地方の意思を示すべきだというふうに考えています。それから、騒音測定の設定ですが自治体独自で予算をつけてやっています。廿日市が3か所、北広島町が4か所、江田島が1か所、防衛省設置、先ほど言われましたけど廿日市が2か所、北広島町が1か所、江田島が1か所、大竹が2か所です。目撃情報、当町は目撃情報のみの報告になってはいますが、他町が行っている防音測定器での測定、それは科学的測定になりますので、やはりこの飛行ルートを通じてすべての町がね、その測定器を使って、測定をしたというデータ、情報というのは共有されるべきだと思いますし、重要だと思いますので、ぜひ設置をお願いいたします。次の質問に入らせていただきます。加計学園問題についてです。国家戦略特区による加計学園の獣医学部新設計画の問題が今国政の大きな問題となっています。これは日本の最高権力者による腹心の友への便宜供用疑惑問題と考えます。当町が包括連携協定を結んだ当事者である加計学園問題の現在の状況をどうとらえていますか。また当町が加計学園との包括連携協定を結ぶに至った経過をお答えください。これまでの加計学園との事業内容、実施内容と経費についてお答えください。安芸太田町あるいは加計高校との包括連携協定事業計画は今後どうなっていくますか。この協定は継続されますか。どうでしょうか。よろしくをお願いいたします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

それでは当町が加計学園と包括連携協定を結ぶにいたった経緯につきまして若干説明をさせていただきます。本町では各分野の施策において大学等との教育機関あるいは研究機関との連携は大いに必要であると考えておりました。県内の各大学あるいは県外の大学とも共同研究や連携の中で現地へ研究のために学生を受け入れたり、それから共同研究の形で様々な事業を展開をしておったところでございます。加計学園の創始者のルーツが旧加計町であることから加計学園の理事長を始め関係者が安芸太田町の町づくりに貢献したいという意向を示していただきました。その後当町でも岡山理科大学等の加計学園の学校の運営や研究内容の説明を受けそれから現地を訪問するなどしまして、好適環境水活用した養殖の研究や関係の大学、専門学校等の広域な教育研究内容について、本町の施策と連携が将来の町づくりに大きく貢献するものと判断をして加計学園との連携、包括連携協定を締結したということでございます。平成26年11月10日に加計学園と包括連携協定を締結するに至っております。これまでの加計学園との事業内容でございますが、平成27年度につきましては加計学園の交換留学生30名のホームステイを本町の民泊で引き受ける、交流活動を行いました。ホストファミリーとなった家庭につきましては、その後加計学園を訪れ交換留学生との交流をさらに深めているということもございます。それから平成28年度でございます。昨年度でございますが、好適環境水を活用したサケマス類の陸上養殖試験、これを共同研究で実施をしております。事業費は約500万円でございます。また昨年11月には岡山理科大学及び関連の大学でございます倉敷芸術科学大学、千葉科学芸術大学合同によりましてサイエンス教室を加計小学校体育館で開催をしております。多くの親子連れが訪れ子供たちに科学に対する興味を高めていただいたというような事業を行っております。また平成27年度と同様に加計学園の留学生を本町に受け入れ民泊での交流を進めておるところ

でございます。さらに平成29年2月、本年2月でございますが、県立加計高等学校と加計学園が加計高校からの加計学園へ入学するものに対しまして支援策を盛り込んだ包括連携協定を締結をされておるところでございます。こちらにつきましては支援策は授業料の減免といった支援策を協定の中に盛り込んでおるところでございます。そして本年でございますが、同じく好適環境水を活用いたしましたサケマスの研究を本年も継続をして行っておるところでございます。こちらにつきましては、事業費は1,600万円ということで地方創生推進交付金を活用しまして岡山理科大学との共同研究を現在進めているところでございます。以上でございます。

富永豊議長  
町長。

小坂眞治町長

加計学園をめぐることが国政の課題であるというご質問でございましたが、私どもも報道を通じて承知をしている範囲でございます。いわゆる加計学園におかれて獣医学部の新設、そこへの友達とされとる安倍総理大臣が、どのように関わったかということの、文書があるかないかというふうな問題が今日の状況であるというふうに認識しておりまして、安芸太田町に対しましてとりわけそれに対する思いはございません。

富永豊議長  
大江議員。

大江厚子議員

安芸太田町は大学との包括連携協定において、広島国際学院大学とも結んでいると思いますが、そこへのなんというんですか、補助金というか委託料みたいなのはありますでしょうか。それから2,100万円もの共同研究とはいえ、委託料がつけられているという当町にとっては大きい金額だというふうに思いますが、以前の議会で認められたことですので、それはそういう事なのかなというふうに思っていますが、特別加計学園だけがそういう補助事業、お金、金銭がかかわる補助事業をしているのかどうかということをお聞きします。

富永豊議長  
企画課長。

二見重幸企画課長

特に加計学園とだけ共同研究等でこれまで経費を支出しとるということではありませんで、その本町が課題としておる、施策を推進するに当たり大学との連携が必要だろうという判断をしたものにつきましては、適切な価格によって共同研究等を行っておるところでございます。今後もそういった研究が必要な部分につきましては、積極的に大学との連携を進めてまいる必要があるかと感じております。

富永豊議長  
大江議員。

大江厚子議員

加計学園は今回は今治ですけど、その前の千葉もそうですが、莫大な補助金あり土地の無償提供を得ています。地方自治体は破たんの危機におちいれている状況ですらあります。政治権力の乱用と考えています。法を私的流用、私的に利用し税金の用途を私物化した疑いのある加計学園との包括連携協定は解消すべきあるいは少なくとも一時停止にすべきではないでしょうかと考えております。時間がありますので、次にいきます。福島原発事故被害者の支援について。2011年の福島第一原発以降、政府指示の避難区域以外からの以外の地域から子供や家族の被爆を心配して県外へ自主避難している人いわゆる自主避難者は約2万6千人と推定されています。国、福島県は今年3月31日をもって原発事故自主避難者への住宅支援打ち切りをしました。自主避難者の多くは未だに放射線レベルが高い福島への帰還はまだ帰れる状況ではないと県外での生活を希望しています。このような国の支援打ち切りと避難者の希望の状況の中で4月以降、自治体が独自の支援策を設けているところもあります。例えば鳥取県は県営住宅などを無償提供し、民間賃貸住宅でも家賃を全額補助、新たに住む避難者にも適用するとしています。当町としてそのような支援策は検討していますでしょうか。次に今は避難者の問題でしたが、次にさまざまな事情で避難できず、やむなく福島に留まっている人たちの支援についてお伺いします。福島県やその近隣に住む人々は今も被爆に脅かされ、とりわけ子供たちの健康被害については多くの親が心配しています。福島県内すべての子供を対象に甲状腺検査を実施していますが、福島県県民健康調査による1、2、3巡目は合わせると、甲状腺がんの確定は152人、疑い

は38人、合計190人となりました。通常、子供の甲状腺がんは100万人に1人、2人の発症というふう  
に言われてますので、この数字はいかに大きいものであるかがわかんと思います。当町では、福島県  
原発事故被害者を支援するグループが2013年より被爆から逃れるための親子保養を安芸太田町特に戸  
河内地域で行っており、昨年は12家族35名が述べ77日間安芸太田町で過ごされました。子供たちは楽  
しかった、山がいい、空気がうまい、虫がいい、泥遊びが面白かった、海が楽しかった、戸河内の家  
がいい、きゅうりがおいしかった、というふうに言っています。今年もすでに12組の家族の申し込み  
があります。この全国からの寄付により賄っています。このような活動に支援する取り組みが当町と  
して可能でしょうか。以上2点お伺いします。

富永豊議長

建設課長。

田中啓二建設課長

まず最初のご質問であります。住宅の支援という部分で、建設課が所管しております町営住宅に関  
する関係から説明をさせていただきます。安芸太田町ではまず災害被害者等に対します住宅の提供に  
ついて条例等で定めております。平成23年3月に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の  
事故、それを含めます東日本大震災、また平成26年8月の広島市の豪雨災害、平成28年4月の熊本地  
震、同じく28年10月の鳥取県中部地震の各被災者に対しましては、広島県と連携いたしまして、町営  
住宅の無償提供を行うこととしておりました。その内容でございます。希望される被災者に対し、  
1年間無償で入居いただきまして1年経過したのちに、引き続き入居を希望される場合、所定の手続  
きをとっていただきまして、今度は有償でご利用いただくというものでございます。実際には東日本  
大震災、福島原発事故の被災者等の入居はございません。また広島市の豪雨災害、熊本地震、鳥取県  
中部地震の被災者の入居等もございませんでした。東日本大震災の被災者支援としましての広島県の  
県営住宅無償提供も終了しております。同様に安芸太田町においても、終了しておるところござい  
ます。ご質問の東日本大震災によります福島原発によります原発事故避難者に対する町営住宅とし  
ての支援策としての予定は現在ございません。しかしながら町営住宅に入居ということに関しましては、  
希望される場合には、その都度、個別の事情をお伺いするなど入居をしていただくことが可能かどう  
か検討させていただきたいというふうに思います。以上、建設課からのご説明でございます。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

先ほどのご質問がありましたように、自主的なグループの方々の支援の下に13家族、12家族35名の  
方が安芸太田町で過ごされたというお話を聞いたところでございます。これに対して町がどのような  
支援ができるかということではございますが、現在のところそうしたふうなことの支援策を今持ち合  
わせておりません。現に先ほど課長申しましたように、直接的な被害を受けられた方々に対しては町  
としての支援策を持っておるところでございますけれども、自主的なところでまで踏み込んだ支援を  
考えておるものではございません。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

自主避難者に対しては国なりから何の補償もないわけです。その中で、子供を被爆から守ろうと親  
が必至で県外で福島ではあった職を捨て生活を捨てて県外で頑張っておられます。その人たちに福島  
に帰れあるいは県外で厳しい生活状況の中で頑張れ、二者選択しかないわけですね。実際に母子家庭  
だったり、生活に困窮している世帯が多いわけです。ですからこそ、せめて住宅支援、無償提供だけ  
はお願いしたいというふうに当事者もそれから支援している人たちも、この間ずっと報道を通じて訴  
えてきました。それに応えて鳥取県は無償提供というふうを考えられたんだと思います。そのよう  
になっています。この人たちはできれば安芸太田町のような環境で住みたいわけです。福島県の地元  
では子供に落ち葉さえ触らせることが嫌、できない、泥遊びもさせられない、プール遊びもできない、  
ましてや川で遊ぶこともできない、そういう状況の中で子供たちを小さい子を育てているわけですね。  
だから、この町に来て本当に子供たちは喜々として遊んでいます。帰るときは、帰りたくないとい  
うふうに駄々をこねます。そのような中で私たちは涙を流しながら帰っていくわけですけど、2014年  
でしたかね、町の合併10周年の記念の事業として私たちというかそのグループが10万円の補助を受けて  
その資金に充てました。総務課長さん覚えてられると思いますが。その時に頑張ってください

というふうに声を私に直接じゃなかったんですけど、声かけられたそうで、それからずっと頑張っています。上殿のNPOの人たちも一緒に協力していただいて、住民は本当に福島の子供たちを心配して頑張っています。単なるね移住とか単なるそういう事ではないもっと深いもんがこの中にあるっていうのを察していただいて支援があれば本当に素晴らしいことだというふうに思っています。去年来られたお母さんからこういうメールをいただきました。国が自主避難なりね保養をしている人たちを切り捨てる、

富永豊議長

大江議員、手短に。

大江厚子議員

ごめんなさい。原発事故は福島だけでなく、日本全体の問題です。最近周りで癌が多いです。福島だけでなく宮城と岩手の県境や関東方面にも癌になっています。不安です。保養など国は認めないですよ。逆に復興に資金を使っています。保養や避難等の責任は負わず、結局は経済を優先させている。そう感じます。それも日本の為ですが、むなしくなります。今までの日本の歴史を繰り返し、どこか他人事でしたが、実際に目の当たりにして意識が変わりました。広島に降った黒い雨は資料館の中だけでなく、今も人々の心に残り、今でも戦っているんですね。そして福島もまた立ちあがらなくては、そう思いました。正直福島は災害として扱われ泣き寝入り状態です。こうやって出るのも私なりの抗議の気持ちがあるんです。大きな声で叫ぶことは、福島に住んでいて難しいのですが、行動で決して安全じゃないよ、まだ終わらないんだよ、そう伝えられたらと思っています。このお母さんの声に真摯に向き合うことも安芸太田町が本当の意味で命を大切に、人情の町になるというふうに思っています。すみません、以上です。ありがとうございました。

富永豊議長

以上で1番議員の大江議員の一般質問を終わります。3時10分まで休憩を入れます。

午後3時02分休憩

午後3時10分再開

富永豊議長

4番矢立議員。

矢立孝彦議員

今期定例会の最終バッターでございますけれども、3月に議会の改選がなされまして、新しい議員さん、激しい選挙戦を勝ち抜かれました7人の新人議員さんがですね、全員デビューをされました。それぞれの議員さんの持ち味を持って大変すばらしい執行部への正し方だなあというふうに感服をしながらですね、非常に頼もしく今後楽しみだなあというふうに同僚議員として非常に喜んでおります。また、昨日から本日にかけてはですね、多くの傍聴の皆様においでをいただきまして、昨今の町政の様々なことに対してですね、非常に関心を持っていただけたということについてはですね、議会の一員として非常に楽しみであり喜びであるというふうに思いながら最後の一般質問をさせていただきたいというふうに思います。今朝ほどの新聞にも報道されましたようにですね、高知県の大川村という、本州で一番人口規模の小さい自治体であるそうですが、約400人の村がですね、現在定数6名の議員定数というようなことで、運営が図られておるようでございますけれども、様々な背景があり、とりわけ議員のなり手がいないというような実情の中で間接民主主義からですね、直接住民総会という形の形態を検討しとるということが報道をされておりました。本町も合併以来様々な課題を抱えて今日まで来ておりますけれども、昨今の状況、今国会の会期末を迎える状況の中で、与野党の攻防が相当激しくなってきたというふうに報じられております。とりわけ、組織的犯罪処罰法いわゆる共謀罪の取扱い、その関連法の制定、改正の問題についてはですね、連日報道されておるというようなことでございますけれども、安芸太田町の議会もですね、町民の皆さんから2件の請願が出て定例会の中で審査をしていくという運びになっております。いろいろ報道されておりますけれども、法の体系の不整合、あるいは十分の審議がなされていないと、あるいはかつての治安維持法をほうふつとさせる非常に不安な法律であるということも報道されておりますけれども、そういった攻防の山場がですね、今週から来週にかけて、国会の方では行われてくると。とりわけ先ほども出ましたけれども、文科省の前事務次官がいわゆる告発という形の中で、2つの学校法人に係る様々な政府の失態、隠ぺいの体質等々についてですね、今大きく揺れておると、こういうような状態であります。ただ見方は

色々ございますけれども、久しぶりに非常に暗い世の中でございますけれども、スカッとするですね、いわゆる武士道、武士道を持った行動の一つに思えるという見方もあるのではなからうかなというふうに思っております。いわゆる忖度という言葉が今はやっているようでございますけれども、総理大臣に対する権力集中の中です、様々な行政組織あるいは政治体系の中でトップの顔色を伺う忖度政治、忖度行政が行われておる。こういう状況が露呈をされておると、こういうような状況です。決して本町でそうであるということをおし上げておるわけではございませんけれども、一方地方自治体の不祥事も相変わらず連日毎日報道されておると、こういう状態ですね。教育の問題から教育委員会が世にも失態を見せておるといような自治体もある。広島県の方では紛失物である金員8千5百万円程度をです、金庫から盗難をされるという失態が1か月以上たっても検挙されない状態であるという状況にあるという事。それから福岡県の方では、大変悲しい、非常に耳を疑うようなですね事件が報道もされておると。現職の警察官が妻子3人を殺害した容疑で今逮捕されておると、こういういわゆる公務に係る失態がです、相次いでおるといような状況であります。本町、本町どうでございましょうかね。ここ2、3年大変な不祥事が続出をしておるといことでございますけれども、いわゆる3段跳び。ホップ、ステップ、ジャンプ、第1回目は平成27年1月に発生をした職員による詐欺収賄事件。続いて、先ほども同僚議員からの指摘もございましたように、学校統合問題に係る相当な混乱から行政訴訟に発展をした状況が非常に町内のしこり、教育行政に対する不信、信頼感がなお根強い、こういう状態にあると。教育委員会の状況からこれまでも相当指摘をしましたけれども、本来の教育行政をつかさどる教育委員会のいわば思考停止、教育委員会不要論が巷では、町内の巷ではなお多くの様々な不満としてですね顕在化をしておると、こういうのが実態。再発防止を町をあげて取り組んでおるさなか、先般の酒気帯び運転の事案。合わせて県の補助金の不適正事務処理の事案。こういう大きな不祥事がです、続出をしておる。今期定例会において特に職員不祥事案を取り上げざるを得ない。こういう環境にあると思えますね。ホップ、ステップ、ジャンプ三段跳びの連続不祥事。続出する不祥事についてはです、きわめて後味が悪い、複雑な気持ちで一般質問に臨んでおります。なお、今件質問においては先般懲戒免職処分を受けた者、擁護する主旨ではない、このことを申し上げて町の信頼信用を回復するために、改めて行政体質へ法令違反の実態、責任の所在、実行ある再発防止策等について、現段階の検証状況等を伺うことといたします。なお、今回はですね、かなり質問事項が多くて傍聴の皆様にはですね非常にわかりにくいということがあるかと思えますがお許しをいただいております、質問事項についてあらかじめお渡しをしておりますので、まず、5月7日にですね、議会に提出をされました監査委員さんの報告書を中心に16項目にわたって、質問をいたします。順次質問項目を読み上げてまいりますので、後程ですねご答弁をいただければと思えます。なお、16番、ナンバー16番まではですね、実際に自主的に監査委員さんが監査をされたその報告書に記載してあるものを引用して質問をいたします。1番起案文書の作成、稟議、決裁手続きがなされていない、このことについて実態原因責任の所在を答弁をされたい。以下16番までは同様でございますけれども、2番県からの通知文書及び事業実施団体からの申請書及び実績報告書について収受印がないこと。さらにこれら文書の課内回覧等がされていないこと。このことについて。3番目当該事業に係る町における補助金交付要綱は整備されていない。県費補助の交付対象は町であって県費補助を受けて町が事業実施団体へ補助するものであることから補助金交付要綱が本来必要であること。4点目広島県地域課題解決支援事業補助金交付要綱に基づいた適正な事務執行、事務処理がなされていないこと。5点目安芸太田町補助金等交付規則に基づいた適切な執行がなされていないこと。6点目安芸太田町公印規則に基づいて公印の管理使用ができていないこと。町長印もずたずた、使い放題、この実態。7点目町組織として事業、事務執行に取り組んでいないこと。勝手にお前やっつけと言ってしまうんでしょうね。8番目詐欺事件から再発防止をやりましょうと、しっかりやります、チェック体制けん制機能というものをしっかり庁内内部で確立をしますよという事であったようですが、町組織として、チェック機能けん制機能というものが欠落していること。これをまた監査委員がいみじくも指摘をしておると。9点目組織内のコミュニケーションができていないこと。10点目今回の事件も前回案件前回事件詐欺収賄事件と同様に職員によるずさんな職務執行であるが、あるが、上司等の各人が職務を確実に行っていけば不正手続きを未然に発見し防止し得るものであった。11点目10で指摘した上司との各人とはだれを指すのか。12点目当事者職員の責任はもちろん免れられないが個人のみならず、組織体制が起こした事件とも言える。このことについて。13点日本事業の実施主体は町も一員として加わった協議会であり町の地域づくり課が事務局を担っている。協議会の一員としてその役割を果たすために町組織を持って取り組むべきであるが、組織として対応ができていなかったこと。14点目上

記13の協議会はなぜ機能しなかったのか。本来補助金の趣旨についてはですね、釈迦に説法でございますけれども、地域内の集落等々の振興を図り自らがその地域の皆さん方がですねきっちりとがんばってやってくことを町がそれを支援していくと、こういう趣旨なんでしょ。なぜ協議会が機能しなかったのかということについて説明を願う。15点目管理監督者の管理責任が全く果たされていない。管理監督者の管理責任が全く果たされていない。16点目前回の不祥事の構図が散見される状態。このことが改善されず、そのまま今日まで放置されているのはなぜか。町民にどう説明をするのか。これについて答弁を願いたい。以上16点目についてはですね、16点今述べましたけれどもこれは実際に町の監査委員さんが監査を自主監査を執行されて報告書として議会へいただいたものの中から引用したものでございますよ。加えて9点ほどお聞きをいたします。17点目町監査委員からの指摘や意見は内外、内外に示す告発ととらえております。きわめて深刻かつ重大な事態であります。どう答えていくのかお答えください。18点目地方自治法、地方公務員法等の上位各法に抵触していることを含めて町の諸規定に基づかず組織ぐるみの不適正事務、違法行為が発生している。今後これらの真実と実態をどう公表するのですか。これまで、一職員の不祥事であったという論調、一貫して公表されてきましたね。ホームページ、町の広報、自治振興会への説明、マスコミ報道者への報道等説明、これについてはいわゆるトカゲのしっぽ切り。一人の職員へすべて責任を負わせていけいけどんどの報告でことを済ましていくという体質。そのものじゃないですか、皆さん方は。これについてどう答える。19点目町監査委員による自主監査報告がなされるまで今申し上げた通りですよ、一職員による不祥事であり組織体制上の行政事務に瑕疵はないという姿勢で、早期決着を図ろうとしていたと推察をいたしますね。現状において新たに第三者機関による客観的検証が必要と思いますよ。事態が変化をしておる。第一段階に皆さん方が報告した事項、議会への報告も含めてですよ、監査委員さんの自主監査その報告を受けてからの状況とは一変しておりますね。自分たちがチェック検証して、都合よく報告をしていくということは、まかりならない。客観性、公正さが求められている。そういう意味で、19点目は質問をしておるわけでございます。20点目処分対象者が、あらかじめ想定をされ、その当事者が懲戒処分等審査会の委員として、処分を方向付けたことは、適正なんですか。適正であったんですかという事ですね。21点目町の規定に基づいて3月の6日にその審査会が立ち上がっておりますけれども、その時に設置規程を改正をしたというんでしょ。公正さを保つために、外部委員として弁護士を委員として置いたと。いう事ですよ。この経過もようわからん。そうであるんなら、改正をするのであればですよ。同時に委員の構成、処分対象者の者が委員としておるわけですよ。どこに合理性があるんですか。当事者除斥とする判断が必要であったと、町長の判断ミスですよ、これは。これについてどうか。22点目この審査会に外部委員として弁護士を入れていると、弁護士だけですよ。総合総括的に判断する必要があるんじゃないんですか。地方公務員法にはそういうふうに定めてあるでしょ。弁護士のみ外部委員として入れてみたという報告であったと。その費用弁償、これどうなんですか。無料でやってくれてんですかね、この弁護士さん。議会にまだ協議はありませんよ。未だに。適切な行政手続きがされておるのかどうか、これについて説明をいただきたいということです。23点目監査委員による自主監査報告、5月17日にその報告書を頂戴をしたんですね。それ以前に処分当事者が委員数の2分の1、3名構成されているんですよ。外部委員おらんかったら3名、過半数以上、この実態の中で懲戒処分の意見集約及び町長の処分量刑判断、4月19日にされておりますね。審査会の意見をいただいて町長がその裁量の中で判断をしていくという判断が4月19日。現状有効とはみなされないんじゃないですか。皆さん方がしかも懲戒対象者の方がそろって量刑を判断をしていく方向付けをしたものが、その決定処分がなされたのちに監査委員さんが監査をしたところ、開けてびっくり、組織ぐるみの不祥事、ずたずたの状態。これ有効なんですか。改めて再審査すべきが妥当と言えますよね。私はそう思う。委員を変えて。これどうなんですか。私はね、最近二つほどあきれ返ったことがあるんです。あきれ返ったことが。一つはね、国会答弁の中で安倍総理大臣が憲法改正に係る考え方を示してほしい、こういう野党側からの質問、これにどう答えたかと言えばね、読売新聞にしっかり書いてあるけん、それを見てくださいと。これあきれ返りましたね。国権の最高機関のやり取りの中で一マスコミの報道会社へ私の考え方を聞いてほしいという発言を国会でやっとなるんですよ。足腰が立たないくらいあきれ返ったんだ。もう一つは今件の不祥事。特に監査委員が監査をしたのちの皆さん方の行政実態。こんな程度で80億円の一般会計が動きよるんですか。議会はもちろんね、信頼関係の中で皆さん方と一緒に様々討議をし、方向付けをしていくという役割をもつとる。これほどの不祥事が続いてですよ、しかも行政事務としては1丁目1番地ですよ。イロハのイですよ。法令順守、コンプライアンス、何するものぞ、いけいけどんどのだーだーの行政事務を続けとる。だから不祥事が続いとるん

でしょ。24番目今件不祥事特に県補助金不適正事務についての実態や背景、原因等は、監査機関や議会、とりわけ町民、町民の信頼、信用を失墜させた重大な事件。まだ今の実態は町民へ詳細は知らされていない段階ですよ。特別職たる町長、副町長。その責任を自らの報酬の減額によりたいと、その取り方で今回の6月議会に、その原案が出ました。結果的には6月定例会冒頭で撤回をされましたけれども、ホップ、ステップ、ジャンプ、三度の不祥事続けてですよ、一時減額程度では許されないんじゃないですか。町民感情として。特別職の教示があればですよ、その表し方というのは別にあると思うんですよ。私は。これについて考え方を問いたいね。最後、今の24点目と合わせてですよ、再発防止については監査意見である監査意見の中に記載してある言葉なんですよ。掛け声だけにとどまることなく、これ監査委員さんが指摘してるんですよ。掛け声だけにとどまることなく、初めてじゃないでしょ、この不祥事が。組織ぐるみの失態であると監査委員指摘しとるじゃないですか。掛け声だけにとどまることなく、これに呼応すべく人身一新ですよ。人身一新。あわせてこれまでも幾度となく現在の行政機構、筒賀支所を含めてですよ。各課の改編というものを議会の皆さん方からも相当求められてきた。このことも再発防止策の案の段階では出てこない。空念仏を文字にして法令順守をしておれば、いずれもこれは別に文字にして書く必要はない。当たり前なのが書いてある。組織の改編いわゆる体制の整備あわせて人身一新。これ避けられないんじゃないですか。ひとまず大変長くなりましたけれども25点までですよ、一応皆さん方、特に課長には聞きませんよ、原則。町長と副町長、これに質問しとるんですよ。従って特に事務的なことについては、担当課長これ結構でしょう。しかしほとんどは特別職たる町長、副町長が自ら答弁すべき。25点について、今期定例会にも同僚議員の質問、いきなり課長が立って答弁すると。こんなことありえない、今まで。町長へ答弁してほしいというふうに要請しとるじゃないですか、各議員が。まず町長がとって、あるいは教育長がとって、答弁をして、細かい事務的なことについては担当課長に説明をさせます。これで初めて吏員たる課長が説明できるんですよ。誰が町長なんや、あんたらは、いう答弁をしとる。行政体制という基本がなっていないよ、はっきり申し上げて。それを含めて25点の答弁については副町長、あるいは町長、これを説明いただきたい。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

ご質問にありましたように、重ねての不祥事、それについて我々の状況の分析、事実の把握、また今後の取り組み等々についてご質問いただいたところでございます。先の特別委員会の方にもお示しをさせていただいたところでございますけれども、安芸太田町職員の不祥事、道路交通法違反（酒気帯び運転）による逮捕及び県補助金の不正処理（取得）に関する報告書の案をお示しさせていただき、また特別委員会の委員の皆様からご意見をいただく中で、再度我々の検討に入っておるところでございます。その報告書のはじめ、今回の事案は前回の不祥事事案を受け、町行政として公務員倫理の徹底、職員の意識改革及び事務手続きの見直しなどの再発防止策に取り組んでいる中で不祥事発生であり、町民の皆さんの行政に対する信頼を著しく失墜させる事案です。これらの事案は一義的に元職員が県補助金の実績報告において未実施の事業であるにもかかわらず、同時期に実施していた国事業で実施した事業の領収書などを偽造、改ざんして県事業の実績報告の添付資料として利用し、県補助金を不正に取得したという事案であり、元職員に責任があることは紛れもない事実です。しかし今回の事案調査の中で判明したことは組織としてのチェック体制、とりわけ管理監督者の管理責任が全く機能していなかったこと、事務手続きがずさん極まりない状況であったこと、課内の情報共有、職員間のコミュニケーションの欠如など、前回の不祥事と同様の構図が散見される状態でありました。このことは、再発防止に取り組んでいる当町の行政運営を根底から揺るがす覆す事態であり、町民の皆さんとの信頼関係回復に向けた取り組みに致命的な打撃を得る事態です。さらに前回の事案を受けての再発防止策への取り組みが組織及び職員個々において、自分ごととして取り組みになっていなかったことが、明確になりました。そうしたふうな観点からまた個別に質問をいただいておりますことにつきまして、先ほどの趣旨を前提に副町長の方から答弁をさせていただきます。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

今回の不祥事は平成27年1月の職員逮捕に続く不祥事でございまして、町民の皆様の信頼を著しく傷つけ、町政として崖っぷちいやもう谷に落ちているかもしれないという事態でございます。何とか

職員一丸となって、その崖を這い上がって、また町民の皆さんの信頼回復に努めてまいりたいと思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。では、25の質問がございましたが、まず16番までの質問について、監査委員さんが調査をされて調べられた事項であるとともに、町の方もその調査に応じたことでございますので、記載してある事項については監査委員さんの報告のとおりでございます。そういった中で原因及び責任の所在につきましては、1点目と2点目、文書等々の問題でございますが、要はその元職員がそういった文書を全く課内起案及び回覧をしなかったという部分については、本人の責任でございますが、そういった事業を行われていることを当然に上司は知っているわけでございます。日々上司の仕事はそういった業務を点検しなくてはいけない。そういった部分が先ほど話したように全くされていない、というのが大きな原因でございます。ですから責任の所在といたしましては、そういった管理監督責任者の研修等々について責任を負っております町全体にあるというふうに考えておるところであります。それと3点目4点目で、3点目でまず町の補助金交付要綱を新たに設定してない、当該事業に関わってということで当該事業につきましては、その下にあります町の補助金交付規則というのを適用して交付をいたしております。平成27年度事業につきましては、県内で12市町が手をあげ、独自にこの事業の補助金要綱を制定しておるのが4市町ございました。今となって思えばこの事業に取り組むに当たりこの独自の補助金要綱を制定するような配慮があればこういった途中までの事務の疎漏に気付かないというような事態は起こらなかったのではないかと考えております。それと今回の不正につきましては事務の手続きがおかしいということがございますが、そもそもやってない事業をやったようにして県に報告しているという、安芸太田町では今までなかった前代未聞の事故で事件でございますので、もう手続きができていなくてできてないとかいうのは非常に違う次元の問題でございます。チェック体制の不備というのが大きな原因であろうと思っております。それと安芸太田町補助金交付規則に基づいてない、これにつきましても要は書類を作成したのが年度末3月に集中しとるということで、全く持って事業開始から、事業は開始していないし、事業をでっち上げとるという事態でございます。これもチェック体制の不備だろうと考えております。8点目チェック体制けん制機能の欠落している、ここにすべての状況が把握されいます。9点目の課内コミュニケーションという点については、課内の職員にヒアリングを行ったところ、ほぼ当該事業について当該職員から相談もなかったし、協力要請をしたが断られた等々があって上司のチェック、同僚の牽制及び相談体制が全く取れてなかったということでございます。10点目今回の事件も前回の事件同様、上司等の各人が職務を確実に行っていれば不正手続きを未然に発見し防止し得るものであった。事業をしてないのでチェックはきかない部分がありますが、県の補助事業が入っているということは、管理監督者は知っておりましたので、その進行状況を確実に把握、管理しておれば進んでいないということは明白になったであろう。そういった意味で3月年度末になって元職員が報告書をでっち上げるということはできずに、補助金の申請を取り下げるという方向になったのではないかと推察されますので、この部分もある意味あたるとるという部分でございます。11点目上記10の上司等の各人とは誰を指すのかとございますが、直接的には当時の地域づくり課の課長、主幹が管理監督者にあたりますし、当時地域づくり課にいた職員が各人という事でございますが、一部の書類は総務課長及び副町長それと町長まで回っている部分がございますので、全体の流れがおかしいというのは今思えば把握できんことはゼロパーセントじゃなかったんじゃないかというふうに反省をしておるところでございます。12点目当事者職員の責任はもちろん紛れもない個人のみ組織体制が起きた事件とも言えるということで、組織全体で管理監督者の責任が果たされていない、課内の情報共有がなされていない、当該職員がやはり役場の中で孤立する中でそういった不祥事に手を染めてしまったという部分がございますので、組織の体制として大きな課題があったということでございます。

それと13点目協議会の件でございますが監査委員さんがいっておられる協議会につきましては同時期に行われておりました国の事業の協議会でございます。県の事業は直接自治会がやっておりましたので、その協議会におきましても国事業の執行につきましては元職員が中心になりましてすべてを一手に引き受けて事務局をしておるというような状態で町の組織的な取り組みができていなかったという実態でございます。協議会はなぜ機能しなかった、要は一人の職員にまかせっきりで組織として関与しなかった。同じく地元についても協議会の位置づけが不明確で要はそういった事業内容を一緒に事業をすることが一生懸命で事業内容の監視等々が不十分であった、という意味で現在三年目の事業もございまして国と協議する中でその協議会の組織の立て直しというようなところを協議しておるところでございます。15点目管理監督者の管理責任が全くされていない、これは当町の間接報告におきましても今回本人が不正を行ったのは事実でございますが今回の不祥事におきまして管理監督者の責任

は非常に重いものがあるというまとめをさせてもらっておりますので、ここに書かれておるとおりでございます。16点目前回の不祥事と同様の構図が散見される状態が改善されずという事ですが、前回職員が逮捕されるという町政始まって以来の大きな不祥事でございます。それを受けて再発防止策をたて、それに向けて取り組んでおりましたが、再度同じようなコンプライアンスの問題、酒気帯びもそうです。そういった問題を起こしたということは、やはりその再発防止策への取り組み姿勢がまだまだ甘かったということ強く反省をいたしておるところでございます。続きまして17点目、監査委員さんからの指摘、内外、告発というご質問でございますが、町といたしましては、告発ととらえるのではなく監査委員さんの要は今回の不祥事を調査していただいて町政をどういうふうにして直していくかというご提言であろうというふうにしておりますので、今後監査委員さんと十分協議する中で不祥事の再発防止策の監査部門の強化を図って参りたい。事件がおきまして早速内部でも内部監査というようなことを内部で協議いたしておりますのでそういった監査機能の強化を図って参りたいというふうを考えております。18点目地方自治法の問題等々でございますが、ご質問の中に組織ぐるみの不正事務というご質問ございましたが、監査委員さんのご指摘の中では、組織体制が起こした事件とも言われる。要は組織に課題があったのは事実でございますが、組織ぐるみの犯罪ではないということは、明確に答弁させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。しかしながら組織ぐるみでないが、組織に大きな責任があったという意味では深く反省を申し上げておりますので、今後組織をあげて再発防止に取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後町民の皆様へ当該議会にお示ししております報告書につきまして、ホームページ、行政懇談会等々で公表して不祥事の詳細をご説明申し上げ、またお詫びを申し上げたいというふうを考えております。19番目要は事件発生から一職員による不祥事であり、言葉を借りれば、トカゲのしっぽ切りであるというような対応に終始してきたというご指摘でございますが、町といたしましては、前回の不祥事を受け起きたことはできるだけ早く正直にマスコミ住民の方に公表しようという姿勢で、望んでおるところでございます。そういった中で今回中間報告等々におきましては、文章内容等精査いたしておるところでございますが、当初から職員、一職員だけの不祥事で、トカゲのしっぽ切りという考えは、ありませんので明確に答弁させていただきます。当初からやはり組織要は前回の不祥事を受けて短期間の次の不祥事でございますからそれは痛いくらい心に響いておりました。そういったことを受けて今後住民の皆様にもそういった組織の体制の見直しを図って参りたいというふうに思っております。それと20番懲戒処分等審査会でございますが、20、21、22とあるんですが、今回3月6日に旧委員で第1回目の懲戒処分等審査会を開催しました。これは補助金不正が発覚する前でございます。酒気帯び運転につきまして、逮捕後、行政処分とは決まっておりますが、当該職員本人が全面的に認めておりましたので今までの行政実例の中で本人が認めれば全面的に認めれば、行政処分、警察署の処分を待つ必要はないという実例でございますので、それによって酒気帯び運転について判断をしようという意味で3月6日すぐ行いました。しかしながらその審査会の中で、前回の不祥事でもありましたように、行政内部だけの委員では不公平、透明性及び公平性に欠けるのではないかという意見が各委員から出されて、ここは次は有識者、外部委員を入れるという判断になりまして、弁護士の選任にあたったというところでございます。その弁護士、外部委員を入れるのに要綱を改正をいたしました。その第1回委員会で第三者の意見を聞こうということで外部委員の要綱を決めましたが、その時に審査会の要綱を見まして、本人が懲罰対象の審査においては、その人は除斥になるという規定がうちにございますので、それは淡々とその本人の事案の時には除斥にすればいいという判断の中でこういった委員の構成を変更するまでの変更までには至らなかった、いうことでございます。今議員ご指摘のように、そういった疑義を招く可能性もありますので、今後この懲戒処分等審査委員会の設置要綱につきましては、更なる改正変更を検討してまいりたいというふうに思っております。それと弁護士の委嘱でございますが、予算につきましては既存予算を流用をさせて適用させてもらっております。辞令交付を行い、費用弁償等々につきましては、県の外部有識者委員、大学教授とかその規定をあてはめて支払いをしておるところでございます。23、6人の委員の半分が、要は今回処分対象者であるということでございますが委員の中で直接処分対象は総務課長及び企画課長でございます。6名のうち2名でございます。おそらく3名というのは私のことを指されておるわけでございますが、私に対する特別職に対しては処分というよりは責任の所在の明確ということで給料の減額特例を出ささせていただいております。出させた経緯がございますので実態で言えば6名中2名がそういった対象者が委員の中に入っていたということでございます。その部分につきましては、今後二度の不祥事をおこしておりますので今後の懲戒処分等審査会の公平性、透明性を高めるために、改正等を内部で検討してまいりたいと思っております。24点目

がこれ個人一人のことですが、副町長について現在15パーセント3ヶ月という議案を提案させていただき現在撤回をさせてもらって、新たに追加提案をとということを検討しておりますが、確かに二度にわたる職員逮捕という大きな不祥事において特別職である副町長の責任は大変重大だろうというふうに思っております。まずこの減額の中で住民の方にお詫びを申し上げ個人といたしましては結構今はずたになつておる行政をなんとか守ってまいりたいというふうに決意をいたしておりますのでよろしく申し上げます。それと25点最後、掛け声だけにとどまることなく、ということですが、前回の二の舞を起こすことのないようにあれから課長だけの課長会議でありますとかメール環境等々で相談できる体制をしております。職員個々が今回の不祥事を自分事として受け止め自分の課では決して起こらさないんだという管理監督責任を全うできるように監督者の研修及び管理について私の方で責任を持って対処してまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

富永豊議長

矢立議員。質疑10分までです。

矢立孝彦議員

時間的に制約がございます。再質問をすべき点がですね、多くあるいう事でございますけれども、議会としては本件に係る事項及び関連事項について現在特別委員会を設置して審査中であるということから再質問等々についてはですね、その場に委ねるといことにさせていただきますけれども、これまでね、空念仏で、その場を過ぎりゃあえかろうという甘い考え方でやるから、二度も三度も起きる。甘いんよ、全てが。一般企業であつたら即刻くび。管理者がですよ。教育長も同じですよ、事案は違うけれども。信頼信用、教育委員会の機能停止、私はそう思うね。町民からの反発等々から言えばですね、もっと大きい。これまで第一回目の不祥事からですよ、貴重な職員、若手の職員を失ってきたんだ。裁判傍聴していったら町長は涙を出して辞令書を渡した言うんでしょ。それはね、垣根なしに本当の気分だと思ふんですよ。そのことを再発防止につなげていくべきなんでしょう。あなたが本気でないんだ。はっきり申し上げて。それを含めて当時の上司の課長、また関連する優秀な有能な課長がですよ、定年前に去っていったんじゃないですか、実際に。人生を狂わしよる、あなたたちは、そのことを指摘をして質問を終えたいと思います。

富永豊議長

4番矢立議員の一般質問を終わります。以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後4時10分散会